
令和2年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和2年12月21日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年12月21日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(1名)

7番 砂田 雅一君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員…………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君

病院事業管理者	………	石原 得博君	総務部長	………	大下 崇生君
産業建設部長	………	中村 光宏君	健康福祉部長	………	近藤 晃君
環境生活部長	………	伊藤 和也君	統括総合支所長	………	山本 勲君
教育次長	………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
会計管理者兼会計課長	………				重富 孝雄君
総務課長	………	中元 辰也君	財政課長	………	藤本 倫夫君
農林課長	………	瀬川 洋介君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

砂田議員から、欠席の通告を受けております。

12月9日の本会議に続き、お疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は6名でありますので、通告順に質問を許します。

9番、新田健介議員。

○議員（9番 新田 健介君） 改めまして、皆様おはようございます。議席番号9番、新田健介でございます。

まず、この議場に戻ってこられたこと、そして、本日こうしてこの場所に立って質問の機会をいただいていることにありがたい思いでいっぱいでございます。また新たな4年間が始まります。原点に立ち返って、町民の皆様のため、真剣に取り組んでまいりたいと思います。どうぞ引き続きよろしく願い申し上げます。

さて、本日は、大きな柱で4つの項目を挙げております。

まず1つ目、1つ目は、コロナ禍における避難所に関するその後の進捗状況についてお尋ねいたします。

2つ目、棕野出張所の閉鎖について、3つ目は、ゴミステーションについて、そして最後4つ目は、廃校の利活用について質問をさせていただきたいと思っております。

では、質問の詳細に入る前に、先週末に、本町におきましても新型コロナウイルス感染症の報告がありました。町長からも防災無線でメッセージが発信されました。町内で感染者が出たのではないかとわさが出始めていたときでしたので、非常に迅速で的確なタイミングであったと思

います。また、人権問題に関しても触れていただいております。

誰もが感染者になる可能性がある中で、感染者の方々やその御家族に対する差別、そして偏見は決してあってはならないということは言うまでもございません。敵はコロナウイルスであり、人を責めるのは間違っております。そこを肝に銘じて、この見えない敵と闘っていかないといけないと思っております。

さて、本日の1つ目の質問は、その新型コロナウイルス感染症に関わる問題であります。コロナ禍における避難所に関しての、その後の進捗状況について、6月の一般質問では、避難所の増設に関してやコロナ禍におけるマニュアルについて、さらに、このマニュアルを町民の皆様に対して周知徹底を行うことなどの質問をさせていただきました。

その後、町のホームページを拝見させていただきましたところ、避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてと載せていただいております。その中で、避難所が過密になることを防ぐため、やむを得ず他の避難所を案内する場合がありますという文面がありましたが、これに関しては、何名になった場合に別のところへ避難を促すのか、また、それを超えた場合、臨時の避難所は選定しているのかお伺いしたいと思います。

さらに、そもそも避難所の増設の計画はそれから進んでおるのか、そして、車中避難についても場所は確保されているのかお尋ねいたします。また、避難所を担当する職員の方々には、マニュアルなどに関して周知徹底されているのかお聞きしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきますと思います。2つ目は、棕野出張所の閉鎖についてであります。

行政改革の一環として棕野出張所の閉鎖が検討されております。私自身、棕野の方々にも現状を伺って回ったのですが、近隣の久賀総合支所あるいは蒲野出張所などに行こうにも行けない方が多数いらっしゃいました。何の代案もないまま進めるのであれば、住民サービスの低下は免れず、このまま即閉鎖ということには大きな問題があると感じております。

先月11月に、住民に対して説明会が行われたということですが、何名ぐらいの参加者が来られたのかお尋ねいたします。

また、実際に各種事務、交付手続だけを見れば、確かに利用率は高くはないかもしれませんが、この実数に出てこないような要望、質問あるいは問合せなどに関しての実績、または実数などはお持ちでないのかお伺いいたします。

さらに、今後2回目、3回目の説明会を開催する予定はないのかお伺いするとともに、4月から即閉鎖ということではなく、代案などを考えながら進めていくことは考えておられないのかお尋ねしたいと思います。

続きまして、3つ目の質問です。3つ目は、ゴミステーションについてお聞きいたします。

ゴミステーションについては、基本的に、各自治会に1か所という方針のようではありますが、その設置基準などは存在するのかお聞かせください。

また、高齢化が進み、ゴミステーションまでごみ出しに行くことが困難な方も増えていることを鑑み、地理的環境あるいは状況なども考慮して、設置場所を増やすなどの対応も必要なのではないかと考えますが、執行部の御見解をお伺いいたします。

最後の質問に移ります。最後の質問は、廃校の利活用についてでございます。

令和3年4月に、東和、安下庄、久賀中学校が統合し、周防大島中学校が誕生します。それと同時に、東和中学校、安下庄中学校が廃校になる予定となっております。また、油田小学校におきましても、森野小学校との統合によって廃校となる予定となっております。

今後も町内他の小中学校においても統廃合の可能性がある中で、廃校の利活用は重要な問題であると考えております。耐震工事や空調整備などが終わっている校舎も多く、早期に再利用・利活用を模索すべきであると思いますが、一方で移住・定住の促進を加速させるための施設として考えていくことも重要であるのではないかと考えております。

いずれにしても、この空いていく校舎をどのように利用していくのかは、私自身、非常に重要な問題であると考えており、迅速に判断していくべきことであると考えております。今回は、総論で結構でございますので、今後、廃校をどのように活用していくのか、町長、そして教育長のお考えをお尋ねいたします。

以上、質問が多岐にわたりますが、御答弁のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 改めまして、おはようございます。

先ほど新田議員より一般質問をいただきました。これらに関しまして、それぞれ関係参与より説明をしていただきます。よろしく願いいたします。

新田議員より御質問をいただきました椋野の出張所の閉鎖ということにつきまして、お答えをさせていただきますと思います。

新田議員さんの出張所椋野の閉鎖についての御質問にお答えをいたします。

本町におきましては、行政改革大綱を策定し、行政改革大綱実施計画に基づき様々な改革に取り組んでまいりましたが、少子高齢化が進展し、人口減少が著しい中において、住民サービスと安定的な行財政運営を両立させるためには、実効性のある行財政改革の推進がますます重要となっております。

このため、周防大島町行政改革推進本部会議や議会に設置された行政改革等特別委員会において、総合支所や出張所などの役場の組織・機構の効率的な運営について検討されてまいりました。

椋野出張所につきましては、ほかの出張所と比べると利用率が低いこと、また地域的なバラ

ス等も考慮した結果、行政改革推進本部会議において廃止の方向が示され、議会に設置されました行政改革等特別委員会からも、さきの9月定例会において、棕野出張所は利用頻度が少ないため、閉鎖する方向で早急に調整するよう御提言もいただいたところであります。

その後、11月9日に棕野公民館において、棕野出張所の閉鎖に係る説明会を開催したところでございます。説明会では、地域の皆様から、いきなり閉鎖をするのではなく、週1回でもよいので存続できないか、また、出張所機能を補完する対応を検討してほしい、また、高齢者は夜間に外出するのが怖いので説明会は昼間に開催をしてほしかった、などの御意見や御要望をいただいております。

また、この説明会の後に、棕野地区の自治会長さんの連名で、棕野出張所の存続を求める要望書の提出もございました。

今まであった出張所がなくなることには、地域の皆様の御不安な気持ちもあると思いますし、先日の説明会は出席者も少なかったと聞いておりますので、年が明けてからになります、再度説明会を実施し、先日の説明会でいただいた御意見や御要望に回答しながら、丁寧に御説明したいと考えております。

なお、地区の集会や生涯学習の活動の場となる棕野公民館の機能がなくなるということではなく、貸館の利用につきましては4月以降も継続してまいります。

人口減少が著しい本町において、今まで同様に全ての施設を維持していくことが困難な状況にあることは御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 次に、新田議員さんのコロナ禍における避難所開設に関する進捗状況についての御質問にお答えいたします。

コロナ禍における避難所での対応策の進捗状況でございますが、これは6月議会の新田議員さんからの一般質問に対する答弁を踏まえての御質問であると思います。

まず、避難所開設・運営マニュアルにつきましては、大規模災害を想定したもので既に策定しており、本年8月には避難所運営マニュアル別冊として新型コロナウイルス感染症対策編を作成したところでございます。

マニュアル等の職員への周知につきましては、毎年配布する警報・注意報発表時の対応マニュアルに併せ周知してまいります。

また、避難所における物品については、非接触型体温計、飛沫防止用の間仕切り等を購入し、主要な避難所に対応できるようにしており、現在、避難所用間仕切りテントの設置についても準備を進めているところでございます。

次に、避難所の増設についてでございますが、現在、自主避難所等の開設については、通常は

1 1 か所の避難所を開設しており、災害種別や災害の規模、一時避難から一定期間の避難等、様々な状況等を総合的に判断し、開設する避難所を決定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大が続いている状況においては、感染拡大防止の観点から、避難所を増設することは常に考えていなければならないと認識しており、基本的には、開設している避難所の近隣施設を確保し、職員配置を考慮した上で、状況に応じて増設していく必要があると考えております。

また、同時に町民の方々には、避難は、避難所だけに避難することが避難行動ではなく、親戚や友人の家等への避難や、状況によっては自宅などの2階などへ避難することなども避難行動の1つであることを御理解、御協力いただくよう、引き続き周知してまいりたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス陽性者、濃厚接触者が出た場合については、山口県から対象者に対し事前に対応等について通知することとなっております。

最後に、車中避難についてでございますが、現在、車中泊を推奨している自治体は多くないと認識しております。その理由といたしましては、エコノミークラス症候群の危険性や避難所ひとりひとりの状況を正確に把握できないことや、正確な情報を届けることが難しいことなどが上げられます。

しかしながら、このコロナ禍の状況において、感染のリスクを避けることのメリットを考慮し、車中泊も避難対策の1つとして検討する必要があると考えておりますが、その場所については、やはり災害時に開設している避難所の駐車場あるいはその周辺の場所になると考えております。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 新田議員さんのゴミステーションについての御質問にお答えいたします。

まず、設置基準の存在でございますが、以前から次のような基準を設けております。

- 1つ、自治会1か所を基準とする。
- 2、自治会が広範囲な場合は、地域状況を考慮する。
- 3、自治会内で受益戸数が少ない場合は、地形及び生活環境を考慮する。
- 4、道路の幅員、車の離合等、収集運搬の安全を確保できる場所であること。
- 5、設置場所は自治会で確保することというものであります。

先日、各自治会へのゴミステーションに関するアンケートを実施しております。今後、このアンケート結果を踏まえ、ステーションの新設の御要望があった場合は前向きに検討していく必要があると考えておりますが、現在、家庭ごみの収集運搬は民間業者への委託により実施しているという背景がございます。現行の収集運搬体系に支障がない範囲において新設の要望に対応していく必要がございますので、御要望が多過ぎた場合には設置基準に照合し個別判断していくことになろうかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 新田議員さんの廃校の利活用についての御質問にお答えいたします。

来春、久賀中学校、東和中学校、安下庄中学校の3校が統合し、周防大島中学校が開校するとともに、油田小学校が森野小学校と統合いたしますので、計4つの小中学校が閉校となります。

久賀中学校については、新しい中学校となる周防大島中学校の施設として引き続き使用するため、現在、各種の工事や整備を進めているところでございます。また、東和中学校においては、10年前の改築時に、小学校仕様で建設していることから、特別教室などを普通教室へ改修するとともに、遊具等の整備により、引き続き学校教育施設としての活用が可能となります。

新田議員さんの御指摘のとおり、閉校した学校の後利用については、公有財産の有効活用としての観点から重要な課題であると認識しておりますが、このたび閉校する油田小学校と安下庄中学校の後利用の方針については白紙状態で、今後、地域の方々から御意見を拝聴することや、広報紙やホームページを活用し広くアイデアをいただくことも必要と思っております。

しかしながら、学校教育施設は文部科学省や防衛省の補助を得て整備しており、油田小学校・安下庄中学校とも耐震性のある建物で、かつ空調機器も整備しておりますので、用途を変更しての活用にあたっては、空調機器の継続使用や使用頻度などについて国との協議が必要となります。

また、非常時の避難所として位置づけられている学校もありますので、転用内容によっては防災部局との調整もございますが、いずれにいたしましても、これまで地域の方々に支えられてきた学校でありますので、地域にとって必要で有効な再利用が図られることができる施設に生まれ変わればと思っております。

次に、移住・定住の促進を加速するための施設として考えていくことも重要ではないかとの御質問でございますが、現在、新型コロナウイルスの影響により急速に広まった在宅で仕事を行うテレワークや、仕事の間を滞在先の地域に求めるワーケーションなどが働き方に大きな変化をもたらしております。

今後において、統廃合により使われなくなった校舎には、既に光ケーブルの引き込み線や校内LANなどの通信環境、駐車場や水洗トイレなどが整備されており、ワーケーションと組み合わせた利活用も想定されることから、本町といたしましても、廃校の利活用について移住・定住の促進を加速させるための施設として考えていくことは、議員さんの御意見のとおり重要なことと認識しておりますので、廃校の利活用については町長部局と一緒に検討してまいりたいと考えております。（「町長の質問はないですか」「町長の答弁は、一番はじめに出張所の閉鎖について」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 御答弁ありがとうございます。

まず、ちょっと先ほども触れましたが、今回の町長の防災無線でのメッセージ、私は、これはすばらしかったと思います。前回からずっとこれは申し立てまして、やはりこういった危機的状況あるいは問題が起こったときには、即座にメッセージを町民に対し発していただく。ピンチのときこそその問題を町民と共有する。これは、私は非常に大切なことだと思っております。感謝しております。

今後は、人権問題について、あるいは変なうわさやデマが拡散しないように、的確な情報をできるだけ迅速に、引き続き伝えていっていただきたいと思っております。

では、再質問させていただきます。

順を追って、まず避難所に関して、これはある程度進んでいらっしゃると思っておりますけれども、決まっていることをしっかりとまた町民に対して早く周知していただきたいと思っております。

前回は質問の中で話させていただきましたけれども、他の自治体ではもっと細かく、ホームページ上とかでも出していらっしゃいます。本町においても有事のときに町民がどこに行き、今回まではたまたま10人弱とか少ない人数であったと思うんですけれども、もし大災害があって、50人、100人がその避難所を使うようになると。そういったときに、そこに町民が逃げたときに、いや、あなたはこっちに行ってください、こっちに行ってくださいというのがわからなかったらそこで混乱を招くと思っておりますので、その辺りは周知をしっかりとさせていただきたいと思っております。

再質問は、6月の補正におきまして、避難所用の間仕切りセット、これ11か所分、150名分購入されたと思っておりますが、実際に使用実績はあったのかどうかお教えください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 今回の間仕切りとかは、避難所には一応準備をしておりましたが、使用実績はございません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。私も、その質問後、7月ですか、豪雨災害がありました。避難所が開設されて、実際に公民館などを見にいって、使用はされていなかったと思っております。

ここで、これに関しては11か所避難所があるわけですから。それぞれ敷地面積というか、広さも違う。それぞれで、どのくらいの人数が来たらこれを使うか、それぞれの避難所でそういったマニュアルあるいは使うタイミングというか、そういうのが決められているのかどうか。

また、それぞれの持ち場の担当の各職員の方がいらっしゃると思うんですけれども、組立ての方法だったりとか使用方法、あるいは保管場所に関してはしっかりと認識されているのかどうか。

かお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 新田議員からの間仕切り段ボールの、要は使用の関係の御質問でございます。

まず、間仕切りの設置については、今回、先ほど御説明しましたように、マニュアル等にレイアウト、会場の。そういうレイアウトの図面を作っております、大体1世帯当たり4平米、2メートル2メートル。それがクリアできなくなった場合とかに間仕切りをセットしたいというふうに考えております。

今回は、その組立てについてどの程度周知しているかということなんですが、段ボールで間仕切りセットなんで、そんなに複雑なものではないと、簡単に設置ができるような構造となっておりますので、誰でも、職員であれば組立ては簡単にできるようなものになっています。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。複雑ではないと言いながら、本当に大丈夫なものかどうか。私は研修なども1度ぐらいはするべきだと思います。やっぱり、物があっても、実際、恐らくパニックな状態だって起こる可能性もある中で、そういった状況の中で、一度はしっかりと組み立てるというのを、皆さん、担当の職員方々はやっていくべきだと思いますが、その辺りは1日でも時間を取って、担当になる可能性がある方々にはしっかりと研修をしていただきたいと思いますが、その辺りは行っていただけるものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 新田議員の御質問でございますが、年度当初にそういった職員研修とかをやっていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ぜひよろしく申し上げます。

では、続いての質問です。これも増設に関してまた関わる場所なんですけれども、前回もこれは質問しましたが、避難所の増設は視野に入れていかないといけないのではないかと答弁に対して、職員の数にも限りがあると。非常に分かっております。そういった中で、その後、人員の確保について進展はあったのかどうか。これは非常に重要な問題だと思います。お答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 避難所に配置する職員の確保の問題でございますが、職員の定数というのは年々減少しております。その中において、いろんな災害に対して、例えば事業部であれば当然道路の災害とかそういった分のほうの対応にあたりますし、総務であれば情報の収集とか

発信とか、そういったものにつくと。避難所については長期的になるとどうしても2人で対応するんじゃないで、ローテーションを組まないといけない。そういったような問題もあるんで、災害の状況、規模、そういった分に合わせて長期的な大規模災害であれば、民間といいますか、町民の方々やボランティア、そういった方のお手をお借りして避難所を運営していかないといけないというふうに考えております。

したがって、通常時における避難所の職員の配置については、もう現状、今の職員で対応せざるを得ないというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。おっしゃるとおりで、今民間という言葉が出ましたが、この行革の中、職員を今後どんどん増やすということは当然ないと思いますし、以前からこれは話に出ておりますが、今おっしゃっていた民間の人員も活用しながら、官民共同で進めていくべきだと思っております。また、有償ボランティアなども募集するなども考えていくべきではないかと思っております。

前町長も、増設しようにも職員数が限りがあるとおっしゃっておりました。これはもう分かちよることです。増設する。人がおらん。これはもうずっと分かっていることなので、行政に任せるにも当然限界があると思いますので、この官民協働、これの避難所の組織づくりについて、改めて執行部のお考えを知りたいと思います。もう一度答弁をお願いします。ここをどうやっていくのか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 新田議員さんからの避難所の関係でございますが、実際、町が指定している避難所というのが140程度あります。中には、現時点においても自治会で管理しているセンターというか集会所、そういったところを自治会の中で避難所としてやっている自治会もありますし、例えば、民間においても、個人的に、要は避難者を受け入れてくれていらっしゃる方もおられます。ですから、先ほど一番、答弁で申し上げましたとおり、あくまで避難所への避難というのは非常時の手段というふうに、国においてもそういった位置づけをされておりますので、そういった自宅の、例えば地震であれば自宅の中の建物、地下、タンスとかそういった倒れないような工夫をすとか、町でも耐震性の保てない民間の住宅、そういった部分についても無料で耐震診断とかそういった事業をしております。

そういったことで、町民の方々には周知をしていく必要があるかと考えておりますので、総合的に判断して、町のほうも避難の分については進めていきたいと思っております。

それと、最後に、避難所だけではなくて、新田議員さんも言われましたように、車中避難、これは国においても今そんなに推奨しているわけではございませんが、やはり車中避難についても

実際は熊本地震のように多くの方が避難されたようなケースもあります。ですから、町といたしましては、車中避難をするにおいて、安全な車中避難というようなことを、例えば車の中をフラットにして、過ごしやすいようにするとか、そういったのを周知して、安全な車中避難も可能であるようなことを周知をしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。この官民協働というのは非常に重要な問題で、結局、増設しようにも人がおらんというのはもう分かっているわけですから、これは急いでいただきたいですし、また、要は民間の方が入るということは分からないことも多々あると思いますので、ここでもしっかりと早目に集って研修も必要だと思います。これは待っている場合ではないと思います。今朝方も岩手でも地震がありました。そういったように、いつ何どき災害があるか分からない。そういった中で、しっかりと組織づくりはしておかないといけないと思いますので、ぜひ前向きな御検討をお願いします。

今も言葉が出ましたけれども、車中避難に関しても、これをする可能性があるんだったらこれはこれでまたマニュアルが必要です。さっきのエコノミー症候群じゃないですけども。こういったことがありますよというのをそれぞれで決めておかないと後手に回ってしまうので、前向きに御検討いただきたいと思います。

とにかく、町民に対する安心・安全というのが大前提ですので、しっかりと組織づくりを行っていただきたいと思います。

それでは、ちょっと次に移ります。

棕野出張所の閉鎖について、御答弁ありがとうございます。説明会も一応、年が明けてということ考えていらっしゃるということで、そもそも、まずなぜ18時半という時間設定で前回の説明会を行われたのかお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 前回、18時半ということで時間設定をさせていただいたのは、働いていらっしゃる方も考慮いたしまして、働いている方も説明会に参加できるようにということで18時半という時間を設定させていただきました。ただ、その頃、18時半というと周りが真っ暗でございまして、説明会でも御意見がございましたように、お年寄りの方は、あの周りはイノシシが多いので、出てくるのが怖いんよというふうな御意見もいただきまして、その点につきましては、私も反省しておるところでございます。

先ほど御質問のありました当日の出席者でございますが、10名でございました。それから、戸籍、税等の証明書とかそれ以外の件数は分からないかということもございましたけれども、令和元年度、昨年度の実績でございますが、まず戸籍とか税証明とかの件数でございますが、戸籍

の交付が7件、住民票の交付が43件、住民異動届け受付が2件、税証明が7件、合わせて59件の証明書の発行とか届出がございました。

それから、それ以外のものがございますが、公金の収納が、これ税とか水道料とかそういったものになりますけれども228件、それから施設の利用回数、これは生涯学習の利用だとか選挙の投票所の開設だとか健康相談とか、いろんな相談の開催とかそんなの全て含みますけれども、施設の利用回数が年間で85件という数になっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。この説明会の時間を聞いたのが、今後行政改革の中で様々な説明会を今後も開催されると思います。これは、ここだけの問題じゃないと思います。これはしっかりと反省をして、今、令和元年度でも椋野には450名程度の方がお住まいでいらっしゃると思います。その中の10名というのは、私は、これは説明会をまだやっていないようなものだと思っております。ここは非常に反省していただいて、次に活かしていただきたい、椋野の第2回目だけではなくて、この町内で説明会を行うときに、おっしゃるとおり働いている方からしたらこの時間でもいいのかもしれない。その方々は車で行けます。ただ、私も椋野を歩いて回って聞きよったら、坂の上のほうの人らは、おっしゃるとおりでイノシンが出ると。外灯もない、行けない。そういったのはもうある意味分かり切っていることじゃないかなと思います。そこはしっかりと考えていただいて、次回開催するには、1人でも多くの方が御参加いただけるような状況をつくっていただきたい。

今御答弁がありました。その諸々の事務手続ではなくて、例えば問合せだったりとか、本当にささいな要望だったりとかというもの、見えないものです。その数などはわからないもんですか。

あともう一つ、次回やるときには、年が明けて説明会をするということだと思いますけれども、どういう時間設定でどういう形でやっていくのか、それも並行で教えてください。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 先ほど申し上げました件数以外の様々な相談ごとということでございますけれども、基本的に、椋野出張所におりますのは会計年度任用職員でございます。ですから、詳しいことの間合せ等につきましては直接本課のほうに電話なりで問い合わせ聞いてもらうというような対応をしておりますので、その件数につきましては何件あったかということについては、把握はしてございません。申し訳ございません。

それから、来年度、年が明けてからの説明会の開催でございますけれども、まだ詳細については検討中でございますけれども、昼間の部と夜の部と2回やるかとか、あるいはお休みの日の昼

間に開催するかというようなことになろうかと思えます。それは決まり次第また住民の皆様には周知をしまいたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。数には出てこない要望なども多々あると思うんです。お年寄りの方がそこに行って話すこと、それも非常に大切なことだと思えます。この手続などだけを見れば確かに利用率は高くはないかもしれないです。ただ、何をもって低いというのかもわからない中で、ほかの出張所などを見ても0.何%というのもたくさんあります。そうした中で、ただ低いから4月からもうないよと。私は、非常に強引だと思えます。1回の説明会で、今回質問しなかったら多分そのまま進んで、4月に、はあもうなくなっているわけです。そこは、一度立ち止まって考えるべきだと思っております。

先ほど御答弁がありました、公民館に関しては4月以降も引き続き利用できるということでお聞きしているんですが、今後は、万が一この出張所のほうが閉鎖になったという中で、公民館だけが残る。そしたら、そこは今後維持管理は誰がやっていくのか。恐らく社会教育課が管轄、所管になると思うんですけども、どういった形でこれを維持管理していくのか。本年度の予算計上と、次年度どういふ見込みで予算を組んでいくのか、お教えいただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 来年度の4月以降の公民館の管理でございますが、社会教育課が行うということでございますが、利用申請につきましては従来どおり久賀公民館のほうで行うようにしていきたいと考えております。

また、週1回、開館時については臨時職員の方で対応することになろうかと思えますけれども、閉館する日におきましては、玄関の鍵等を近隣の方で管理をお願いするという形のことを予定しております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 予算面で考えると、次年度は、これはプラスになっていく可能性があるんですか。その辺りはお伺ひしたいと思えます。

あと、結局、今まで公民館は、公民館だけ使う、1部屋使います。その部屋は利用者がきつと掃除もされるんでしょうけども、その他の使わない部屋というのは、今後は誰がお掃除して諸々をしていくのか、その辺りを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 来年度の予算についてでございますが、鍵の管理をしていただく部分につきましては一定の委託料なり報酬なりという形で対応していきたいと考えておりますので、今後の調整をしたいと思っております。

また、掃除等につきましては、利用しない部分につきましてはできるだけお金をかけないような形での対応になるかと思いますので、社会教育課内で改めて検討して対応したいと思います。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） はい、ありがとうございます。できるだけお金がかからないといってもお金がかかるわけで、現状、恐らく棕野出張所、人件費だけでいうと年間で200万円前後かなと思うんです。あと、システムが当然入っています。それはもうあるわけで、パソコンがあってプリンターがあって、それは継続で恐らくまたリースもあると思うんで、それは引き続きできるわけです。だから、もうシステムの部分というのはほとんどお金もかからない。選挙のことを見据えたら、多分W i — F i の環境、インターネットの環境というのは残すと思います。そういうことを鑑みながら、何でここをしつこく聞いちょるかというのは、結局これでどれぐらい予算がかかるかによって、例えば、今のまま出張所を1回、2回開けていく。そして、その人件費を充てていってどれぐらいの差があるかが知りたいんです。1回、2回開けて、再任用の職員の方を置くのであれば、その方が掃除も兼ねてできるのであれば、1回、2回出張所を引き続き開けていってもいいのではないかなと思うんですが、この辺りはどうお考えなのかをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 新田議員さんの御質問で、人件費だけという形でお答えいたしますと、今、出張所の経費につきましては公民館部分は社会教育課、出張所部分は久賀総合支所のほうで予算計上しております。久賀総合支所のほうで予算計上している金額で申し上げますと、会計年度任用職員の人件費が年間約202万7,000円ということになります。ですから、出張所を閉鎖ということになりますと、その200万何がしかが減額できるというふうに私どもは理解しております。

システムに関してはおっしゃるとおり、あそこで選挙をやればまたLANの環境を残しておかなきゃいけないということになりますので、システムに関してはそれほど棕野出張所が閉鎖されたからといって費用が減るということは、プリンター1台とパソコンが2台ございますので、その分の経費だけがもし、というのは棕野出張所が閉鎖ということになればそれが要らないということであれば、その分だけが減額されるという形ですけれども、これはずっとリースで5年間かけておりますので、たちまち来年度閉鎖したからその分が安くなるよというふうなわけではございません。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 今の聞いても、そこまで金額が私はかかっておらんと思うんです。何度も言うように、今後あの建物も管理していかないといけない。できるだけ安くと言うた

って、掃除はしないといけないわけですから、そこでまた恐らく別予算が立ててくるであろうと。これは社会教育課、支所が分かれています。それをミックスさせて、もっと横断的にやっていくべきであると思います。それでこの住民サービスの低下がある程度免れるのであればそういった考えもできないものかなと思いますが、その辺りは、支所あるいは社会教育課でもっと話を決めながら、人員は1人置いて、週に1回、2回開けていくという考えができないのかどうか、もう一度御答弁を、そこをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほどから御質問をいただいております椋野の出張所の週1回、例えば開けるといふようなこととお話をいただいておりますけれども、私も椋野の出張所に関しては、今の利用の状況、そしてその利用の状況を見ながら、どのような形に将来的、長い目で見ていくかということが問われているんだろうと思っています。

ですので、今まであったものを、急に、ありませんよというふうにした場合に、住民の皆さんの感情というものがありますが、それをいかに話し合いをして御理解をいただいて、納得いただいていくのかなというようにすることが大切だろうと思っています。そして、椋野出張所の閉鎖ということに関しては、出張所機能の将来の在り方について検討する中で、総合的に決断をしたというようなところであります。

その閉鎖ということに関して、新田議員がずっと御提言いただいているとおおり、いろんな可能性があると思いますし、そして、じゃ社会教育課、支所で運営していく、その検討をしていく中で、やはり試算をした上で、どういった形、どのくらいの予算のカットができるのかですとか、そういったことも考えないといけない。そして、実際出張所で大切になってくる業務というのは、集金の業務だと思うんです。例えば、それを口座振替にさせていただく、そういったことも働きかけていかないとはいけません。それは個別に、なかなか一軒一軒行くというのは難しいことかもしれないですが、しっかりと案内を送るとか、そういったことでも対応ができるのかなと思いますので、これ椋野の出張所だけではなくて、その出張所の経営のスリム化というか、そういったことにもつながっていくと思いますので、椋野だけのことではなくて、これをいかに住民の皆さんに御理解をいただくか、分かっていたかというようなことが大切になってくると思います。

出張所がある地域、そしてない地域もありますので、そのあたりの公平性も保っていかないとはいけないところだと思いますので、そういったところが検討されるんだと思っています。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。確かに、非常に厳しい状況なのは分かっております。でも、これがいわゆるモデルケースになるんです。今からほかの、利用率が低いと

ころでも同じようなことが起こっていくわけです。だから、ここでくぎをしっかりと刺しておかないと、私は、本当に、非常に強引だと思います。町長今おっしゃっていたように、長い目で見ながらというのが非常に大切だと思います。町民の、そこに住んでいらっしゃる方としっかりと話し合いを持って、やはり要望も聞いていただきたい。いきなり100から0というのはなかなか難しいと思います。例えば2年、3年のスパンで100から70、50、30と。将来的にその中で利用率がどうだったらこうなるよと、そういうのが本来あるべき私は姿だと思っております。

先ほどからも申しておりますように、代案が必要だと思います。週に何回か開ける。例えば交通の手段を確保するんだと、あるいは通送使用のポストを用意するんだ。その他フリーダイヤルを設置するとか様々なことが考えられます。これだけ利用率が低い、低いと言われるんだしたら、その方のところに直接行ってやってあげたらむしろこれは住民サービスの向上になるんじゃないかとも思います。この辺りはしっかりと考えていただいて、一度立ち止まって、次の説明会、しっかりと住民の方々の意見も聞いていただきたいと思います。

時間も迫ってきておりますので、次、ゴミステーションのことに移りたいと思います。

設置基準、これはあるということで、部長のほうから御答弁いただきましてありがとうございます。これは平成21年度に恐らく作られたものがそのまま今も現状で残っていると。1番から5番まで、先ほど内容を言っていたいただきましたが、2番の中の、自治会が広範囲な場合、これは設地基準を考慮して決定する。こういう文面も入っております。そういった中で、町内を見ますと非常に広い自治会もある。合併前からの引継ぎで、数が多い自治会もあるわけです。不公平感が非常にある。そういった中で、地理的状况というのが、例えば坂道であったりとか、上から見下ろすようなところにゴミステーションがあるわけです。下まで行くのに30分、40分かけて行って、上がる時には今度50分も1時間もかかると。そういったことが果たしていいのか。そういったところを私は何とかしていただきたいと思いますが、その辺り、2番の設置基準の中で御対応をいただけないものか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 今、新田議員さんの御質問ですけども、確かに分別も、ごみを運ぶのも、高齢者にとっては本当に負担が大きいものと私らも思っております。合併後、旧町の収集体制をそのまま引き継いでおりますので、合併後16年経過しております。先般、そういう意味合いもありまして、地域の状況も変わっていると思いますので、このたび、全ての自治会にアンケートを実施しております。その結果を見て、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

それから、先ほど自主防災組織の避難所の中でも話がありましたが、こういった排出やごみ分別が困難な世帯、高齢者や身体機能が衰えた方なんですけれども、このごみ排出については、あ

るところでは自治会が、近隣、自治会等の近隣での支援がある地域があつて、そういった支え合っている自治会も存在しておるように聞いております。いわゆる自主防災組織、自主防災と言えども共助であろうと思っておりますので、そういった助け合いの精神により、住みよい地域にするために住民と行政が協働で進めていきたいと考えておりますが、以前よりは、また、より住民に寄り添っていろいろ検討していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。質問も5分を切ったんで、ここからはちょっと御答弁は結構なんで、まとめに入ります。

ゴミに関しては、私も収集業者さんがここもあそこも収集してくれということじゃなくて、例えば自治会の話聞いて回って、その中で、自治会の中で回収できる方がいたら、その方に報奨金あるいは奨励金のようなものをお渡しして、その業者さんが来られるところまで持って行っていただくとか、あるいは運搬用に台車などが必要な場合であれば自治会の備品ということで材料費支給あるいは小規模事業、こういったもので対応できると思うのですが、住民サービスの向上のためにその辺は町民と調整してやっていくことが、私は行政の方々の大切な仕事の一つだと思っております。この辺り、お話をよく聞いていただいて、少しでも前に進めていただければと思います。

今までこのルールでやってきたから今後も同じ考えでいくというのはもう捨てないといけないと思います。やっぱり時代に沿ってやってあげないといけないこともあると思います。その辺りはしっかりと御検討いただきたいと思っております。

最後、廃校の利活用について。ちょっと欲張り過ぎて4つも出してしまったんで、これはまた、次回からも出すと思っておりますけれども、教育長、ありがとうございます。

今までは、廃校と言えども企業誘致というのが私はいつものパターンだったと思うのですが、今回のように1校だけではなくて2校も3校も、4校も空いていく中で、これは私の思いではございますが、いずれの校舎も元々教育機関であったことから、教育的観点を持った施設として残せないものかと考えております。今回も東和中学校とかはそういう形で残ると思うんですけれども、それだけではなくて、例えば北海道にもあります。日本語教育の学校をつくって、移住・定住対策の政策の中にも、日本人だけではなくて外国の方も含めて考えていく。これはコロナ禍においてなかなか難しい問題もあると思っておりますが、この方々を本町の教育の中にも入っていただいて、瀬戸内のハワイと呼ばれるカウワイの姉妹島である本町をさらに発展させて、子供たちも義務教育が終わるころには自然と英語が科目としてではなくて言語あるいは言葉として習得できる、そういった環境も作ってあげたいし、そんな夢のある発想も持っていただきたいなと思っております。

これも以前から申しております。せつかく他の市町よりも幼少期から英語教育を熱心に行って

いただいておりますので、ここをひもづけられたら、より中身と意味のある教育体系も私は構築できるのではないかと考えております。

これは1案ではありますが、各空き校舎が風化していく前に、早急に様々なアイデアを出し合いながら、町民の皆様の声を聞きながら進めていただきたいと思います。

最後になりますが、藤本町長の御就任の御挨拶文の中に、住みやすい町は魅力です。住みやすい町が周防大島町の未来につながります、と書かれております。この思いをかなえるためには、今回の椋野出張所の代替案なしの即閉鎖、あるいはゴミステーションの問題に関しても、住民の方の御意見をもっと聞いていただきたいと思います。

何でもできないための理由ばかりを考えるのではなくて、ささいな要望でも寄り添って、1%でも可能性があるのであれば一緒になって考えていただきたいと思います。

町長が代わって、私たちと同じ議員出身ということもあって、きっとこれまでも様々な町民の皆様のお声をお聞きになってこられたと思います。その小さな声もしっかりと拾っていただけるような町政を行っていただくことを期待しております。

本日質問させていただきました出張所の問題、そしてごみの問題などは、この住みやすい町をつくるためには避けては通れない大切なことであると思います。どうぞ引き続き、ただ検討することだけではなくて、住みやすい町、これが前進するようにお願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。お時間ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、新田健介議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 一般質問の前に、先ほど新田議員からも発言がありましたけれども、コロナ患者が発生して、町長さんの防災無線でのメッセージ、非常に私も良かったと。速やかにメッセージを発信いただいたことは良かったというふうに思っておりますが、町長さんのメッセージとともに、もう少し具体的な情報というのを提供していただきたいと思います。せめてマスコミで報道されるぐらいの、できればそれ以上の。

公表基準もありますから、それは個人情報とかに配慮する必要はあると思いますが、その程度の情報は、別に、町民の方に提供すべきだろうなというふうに思っております。要するに、既

にもう口コミでもう情報が広がっているという状況なので、それが正しい情報が伝わるように、町からきちっとした情報を提供していただきたいと。

町民の方が、正しいリスクを認識されて、自らが主体的に感染防止対策ができるような、そういった配慮というんですか、そういったことができる、行動がとれるように、そのためにも正しい情報提供、積極的な情報提供というものをお願いしたいと思いますし、これからどういうふうになるか分かりませんが、高齢者向けの生活支援なんかも早目に、後手後手にならないように、準備のほう、御検討のほう、よろしく願いしておきます。

それでは、一般質問に入りますが、今回は藤本町長さん初めての一般質問ということで、直球勝負で行きたいと思えますので、思い切ってバットを振っていただきたいと。ホームランになるか空振りになるか分かりませんが、よろしく願いいたします。

まず、役場の組織改革と人づくり、これを町長さんがどういうふうにご考えられているか。やはり役場組織というのはまちづくりの主体的に、中心になって進めなきゃ、原動力となるものですので、その辺、どういうふうにお考えなのかお聞きいたします。

地方公共団体を取り巻く社会情勢は厳しくなるばかりであります。一方で、本町が置かれております状況は、自治体の運営上の課題をはじめ、交通・医療・産業・防災など地域全体の課題は深刻化・複雑化する一方でありまして、具体的な成果に結びついていないことも認識せざるを得ないことだと言えます。

反面、その課題に対応すべき役場の組織につきましては、業務の多様化や職員数の減少など、よりこれまで以上に効率的な運営が求められていると言えます。

それとともに、コンプライアンスや公金に対する目は一層厳しさを増しておりますが、残念ながら、本町ではこれまで公金横領をはじめ度重なる不祥事が起き、その都度に再発防止に努めるというおざなりな言葉で片づけられ、本腰を入れた改革は実行されていないのが現実と言えます。

もともとは前例踏襲至上主義と言っても過言ではないこの役場組織におきまして、不祥事に対処すべき改革にすら目を背けているような認識であれば、日々変化する社会情勢についていけないのも当然のことだとも言えます。新しく就任された藤本町長におかれましては、今この機会に、抜本的かつ本質的な改革を期待したいところでもありますが……。

そこで、再発防止はもとより、多様な地域課題に対応していくための新しい組織づくりや人づくりについてお聞きいたします。

これまでのような研修や教育の充実というありきたりの言葉ではなく、例えば、経験の浅い職員が業務についた場合であっても、少なくともコンプライアンスに抵触するようなことが防げる、そうした仕組みをつくるのがこれからの時代に対応した組織づくり、人づくりであると考えております。

業務は増えるが職員は増えないという厳しい職場環境におきましては、より効率的で生産性の高い職場環境を構築する必要があり、上司や先輩が指導し、公務の中で必要な能力を培い鍛え上げるという従来型の人材育成をするのでは対応できない社会になってきているとも言えます。

そのためには、従来のトップダウン型の業務形態や年功序列型の人事制度も見直す必要があるとも考えておりまして、業務全体を補完する総合的な仕組みの改革によるシステムチックな人材育成が必要であると考えております。

大きな改革には抵抗や摩擦もあるかもしれませんが、この町の未来のために今こそ実行すべきときだとも言えます。周防大島町になって以降も4度の横領事件が起きておりますし、先般の工事代金未払いの問題につきましても、個人の問題とともに、それを許した組織の在り方、これに基本的な欠陥があったと言わざるを得ません。

そうした現実にも目を背け、組織改革に取り組んでこなかった責任は組織全体にあると言えますが、これ以上の無策を黙って見過ごすことは到底できるものではありませんし、町民への責任を果たすためにも改革に取り組むことは一刻の猶予も許されない状況であると考えております。

町長は、再発防止策と信頼回復に全職員一丸となって全力で努めると述べられておりまして、この言葉が決して事務的な定型句ではなく、町長の固い意思と覚悟を持っている言葉であると信じております。

次なる不祥事を絶対に起こさないためにも、単なる研修や教育の充実ではなく、仕事の仕組みや手法自体を変えるプラスチックな改革が必要であると考えます。もちろんその改革手法を構築するには議論、検討のための一定の時間が必要ではありますが、現在の役場組織においては自浄能力が低下していると言わざるを得ませんので、その議論、検討には外部の人材や知見を取り入れざるを得ないものと言えます。

例えば、不祥事に対しましては、再発防止に向けた検討委員会を外部の目を入れた官民共同型で設立し、速やかに再発防止プランを立てて町民に示し、具体的な対策を実行しなければ町民の信頼回復など到底できるものではありません。このことは、単に不祥事をなくすという一義的な問題にとどまるものではなく、仮に役場組織が町民の信頼・信用を失えば、まちづくりの施策をどのように打ち出そうとも成果に結びつけることが困難となります。

まちづくりの推進役となるべき役場組織が町民から信頼されなければまちづくりが進むはずもありませんので、人材育成や組織改革を単に組織内部の問題として比べ捉えるべきではないと考えております。

そうした観点から、不祥事をなくすことはもとより、周防大島町の未来のために様々な課題に対応し、そして、町長が標榜される目標を実行・実現するために新しい時代の新しい町長のもとでの組織づくり、人づくりの仕組みについて、これからどのように議論・検討してその仕組みを

構築していこうとしているのか、その手法について御答弁をお願いいたします。

次に、2番目の病院再編計画の実行と労働環境についてということでお尋ねをいたします。

こちらについては、前回の契約の質問と同じで、ごくごく基本的な、基礎的な質問ですので、明確な御答弁をお願いしたいと思います。

1億円以上の巨費を投じてコンサルタントに委託して策定した再編計画であります。昨年9月に一旦まとめられ議会で確認されたものが、急遽やすらぎ苑の介護医療院転換という大きな修正を経て、昨年12月に最終的に取りまとめられ、議会での承認を得たものでありまして、その議論の過程において繰り返し述べてきたことが、反省と検証のない改革は無意味であるということでもあります。

その意見に耳をかさず、今スタートしないと手後れになる。スケジュールありきで今年度から実行されております病院再編計画であります。実行段階に入って1年もたたないうちに次の再編計画とか橘医院の病床休止という言葉が出てきて、これは次期計画の前倒しということではありましたが、第1期再編計画の内容に大幅な変更が必要となった以上、実質的な計画の大幅な見直しであると捉えざるを得ないものであります。

もちろん計画というものは実施段階で予期せぬ事由が生ずるものでありますし、一度立てた計画は一切変更するべきではないということは申し上げます。ただ、現在のコロナ禍や職員の休暇などという突発的・短期的な理由をもって、計画を維持する努力もしようとして長期の計画を変更するなど、あまりにも安易であり、その理由も全く合理性を欠いており、到底理解できるものではありません。

このことは、反省と検証のない改革が無意味であるという指摘が正しかったことが証明されたとはいえ、再編計画は既に破綻していると言っても過言ではないといえます。

コンサルタントの自己採点で60点しかつけられない再編計画ならではの結果であったと言わざるを得ませんが、そもそも再編計画、すなわち改革に対する意識に疑問を抱くような状況にあつて、反省も検証もないまま、言い値とも言える1億円で60点しかつけられない再編計画を策定したことは、最低の経費で最大の効果を求められる公共組織としては、町民に対する背信行為と言っても過言ではないと言わざるを得ません。

見直しの理由とするコロナ禍も、執行部のそうした一連の姿勢に対する警鐘と受け止め、改めて反省と検証に至った先送りや成り行き任せではない、将来を見据えた本物の改革、計画の策定を求めておきたいと思っております。

さて、前置きが長くなりましたが、執行部の理屈から言えば、2020年の今、スタートしなければこの町の医療存続にとって手後れになる再編計画ということでもありますから、どのような形であれ、この再編計画を、組織を挙げて計画・改革の成果が得られるよう懸命に努力されてお

られることだとは思いますが。

ただ、第2期再編計画の話が出てきましたので、通告してあります計画の実行管理についてはあまり意味を持たない質問となりましたので、本日の御答弁は省いていただいて結構です。

そうは申しまして、曲がりなりにも再編計画は実行段階に入っているわけでありまして、再編計画の成果を得るためには当然組織改革も必要であると考えますが、これまで取組がされてきた再編計画の実行に伴う改革の具体的成果があれば、簡潔に御答弁をお願いいたします。

一方で、再編や組織改革に伴ってコンプライアンスが阻害されるようなことがあれば、改革の原動力は衰え、この町の病院を維持するという目的を達成することも困難になるものと言えます。労働基準法の遵守につきましては言うまでもないことであるとは思いますが、成果を求めるあまり労働環境がないがしろにされるようなことがあってはならないことは言うまでもありません。

病院事業局におかれまして、適正な労働環境は維持されているのかについて、具体的な問題点や課題を含めて、簡潔に御答弁をお願いいたします。

質問の要点のみ再確認をさせていただきますが、1つは、再編計画の実行に伴う組織改革としての成果と申しますか、実例があるのかどうか。それともう一点は、労働基準法を遵守した適正な労働環境は維持されているのかどうか。この2点について簡潔に御答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 御質問をいただきました田中議員さんの、役場の組織改革と人づくりについての御質問にお答えをいたします。

その前に、田中議員より、先ほどコロナウイルスの件についてお言葉をいただきました。やはり、今後もその患者さんの回復を祈るとともに、そしてその方、そしてまたその周りの方のプライバシー、そして人権をしっかりと守った上で、そしてその皆さんの生活がしっかりとできますように、助けをしっかりとしていくということを、町を挙げて心がけていきたいと思っております。

それでは、質問に戻ります。田中議員さんの質問についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、地方公共団体を取り巻く現在の情勢は厳しくなっております。本町におきましても、少子高齢化や人口減少、安全・安心への意識の高まり、情報化の一層の進展、環境保全意識の高まりなど、本町を取り巻く社会、そして経済の情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

また、本町の財政状況においては、高齢化率が50%を超え、地方交付税の大幅な削減や基幹産業である農業、漁業の振興にも影響を及ぼし、自主財源である税収は落ち込み、社会保障費は増大するなど、依然厳しい状況があります。このような地域課題を抱えながら、役場の組織においても法令遵守や厳格性が求められる職場環境についての御提言をいただいたと考えております。

さらには、先般の工事代金未払いの件やその他の事件・問題、これらを踏まえ、今後の役場組織の在り方について議論が必要だと私も考えております。

私が町長に就任をした折に職員の皆さんにお伝えをした内容を一部挙げたいと思います。

それは、皆さんにお声かけをしたんですけれども、民間企業のように営利目的で利益を目指すことが目的ではなく、求められることは、町民およそ1万5,000人のために役立つ仕事に取り組むことが目的です。それを忘れず自覚をしていただきたい。

営利が目的ではないということは、職員の皆さんの目的は、町民およそ1万5,000人の安心・安全・充実のために仕事をしているということです。分かり切っていると思う方が多いかと思いますが、この第一義のために町の職員として働く充実と喜び、自信、誇りに受け止めていく工夫を行ってくださいと職員各位、皆さんに、就任のときをお願いをいたしました。

就任をいたしまして1か月少しを経て来るところの私の情報では、職員ひとりひとりの置かれる職場環境は、離職者や体調不良者の増加、また分庁方式による意思疎通と異動の効率の低さというものを感じるところであります。

このような状況に加えて、先般の職員の不祥事が起こってしまうような職場環境がもしあるとするならば、改善が必要と認識をしております。再発防止、そして信頼回復に努めますとアナウンスをしている以上、町長自身が先頭に立ち実践をしていかななくてはなりません。

議員御指摘のとおり、不祥事等の問題が繰り返される原因が職場環境にあるならば、組織、そして人づくりに検討が必要であろうと考えます。

では、具体的にどのように改善するかということではありますが、まずはひとりひとりが自身の仕事に向き合ってもらおう。そして、仕事のスリム化に全体で取り組んでいただくということです。

御指摘のとおり、外部の識者をという意見もありますが、私は、職員の皆さんはこの道の専門家であると考えています。住民の皆さんの思いを感じ取り、そして、改善できない組織なのかと私が判断したときには、その信頼を得られるようにあらゆる手段を講じていきたいと考えています。

役場の物事の進め方としては、予算があつて、人事があつて、年度があつて、今現在は12月の終わりだから間に合わないという、このような考え方がありますがけれども、予算、人事が必要な改善はしかるべき手順が必要でありますけれども、予算ゼロの取組ということもできます。接遇であったり、挨拶の励行であったり、職場内研修や職場の風土づくり、職場の風通しを良くする等、これらの改善はすぐできますので、それらを行うとともに、外部識者の件は、指令、命令系統に関わることでありますので、しっかりと検討を重ねていきたいと考えております。

そして、町長としての役割をいただいている私自身も、各部署とより深く連携と交流を深めて、共に改善していく姿勢が必要であり、それが先般の謝罪に関する改善の1つの方法と考えている

ところでは。

また、私自身、1人の一方向の見方、そして見立てではなくて、良識ある意見、あらゆる方の良識ある意見と方向性に関する視野を持つこと。これは必要だとは感じています。そのような意味でも、広い視野を持って改善への取組をしまいたいと思っております。

就任まだ1か月でありまして、具体的なところ、もっともっと出していかないと、と思うところではあるんですが、今のところ、このように考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員さんの病院再編計画の実行と労働環境についての御質問にお答えいたします。

まず、再編計画の実行管理についての御質問ですが、毎月開催しております病院長等会議において、再編計画と実績とを比較し報告しております。

しかしながら、再編計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数・利用者数が減少し、再編計画どおりの経営は厳しい状況にありますので、第1期再編計画を見直しする必要があると考えております。場合によっては第2期計画を前倒しすることもあるかもしれないと思っております。

次に、徹底的な組織改革の取組についての御質問ですが、再編計画につきましては、経営を安定化することにより、町民の皆様を持続的に医療を提供することができるものと考え、策定いたしました。

再編計画により、医療従事者の採用を抑制することができ、効率的な人員配置ができたことで支出を抑制することができました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により診療収入は大幅に減少しており、今年度は再編計画と比べ収支が約1億円悪化する見込みです。

組織改革に関しての課題としては、組織の将来像について職員全体が共通認識し、業務を遂行する必要がありますが、十分に伝わっていないこと、また、施設間の連携についても不十分であることだと思っております。

病院事業局の方針については病院長会議に諮り、その内容についてはイントラネットに掲載しておりますが、職員ひとりひとりに伝わっていないと感じています。このことは、ぜひとも私の手で改善し、町民の皆様信頼される組織にいたします。

次に、労働環境の現状と課題についての御質問ですが、医療従事者の採用抑制により、平成30年度末の一般職の職員数が364人であったものが今年度末の見込みでございますが、331人となる予定です。医師、看護職員の減少が多い状況です。

橘医院においては、有床診療所に転換したことにより、看護職員につきましては他の施設へ配

置転換いたしました。有床診療所では、これまで2人での夜勤から1人で行うこととなり、負担が多くなっていると思います。また、退職等の影響もあり夜勤の人数を確保することが困難な状況となりました。このまま継続すれば、休暇の取得ができない状況となり、また入院患者さんも約8名と減少していますので、苦渋の決断でございますが、19床の病床を休床とし、入院患者さんの受入れを中止せざるを得ない状況となっております。

医療機関につきましては、医療法、診療報酬の算定するための健康保険法等の基準、介護施設につきましては介護保険法等により必要人員が決められており、その必要人数は確保できておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応について、心的負担が大きくなっておりますので、今後も働きやすい環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

医師においても、退職や自治医科大卒の派遣がなくなったことにより負担が多くなっていると思います。看護師につきましては、大島看護専門学校を活用し、確保できる見込みではありますが、医師につきましては都市部へ集中し、医師の偏在や医師の高齢化により住民の皆様のニーズに合った医療を提供することが大変厳しい状況にあります。病院事業局の医療機関に勤務する医師の半数以上が60歳以上であり、救急医療の維持が今後厳しくなっていくものと考えております。

そういった現状において、医療を提供し続けていくためには、地域医療を担う総合医の確保や育成、各医療機関の連携、機能分化が必要となると思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） じゃ、最初に役場の組織改革のほうから再質問をさせていただきますが、町長の御答弁では、あまり思い切ってバットを振っていただけなかったなと思うんですが、中途半端な、何かハーフスイングのような感じだったんですけれども、意識改革とか研修ということ、要するに今組織内部でやっていきたいと。改革というか取り組んでいきたいという趣旨なんだろうと思うんですが、今までも、質問でも申し上げましたが、これまでも職員は高い意識を持って改革に取り組んできたんじゃないかなと思うんですが、これまでは、じゃ、研修とかというそういう話も、言葉も出ましたけれども、そういうことは今までもしっかり取り組まれてきたんじゃないんでしょうか。それとも、今までそれが不十分だったということなんですか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問でございますが、今までにどういった具体的な研修をやってきたかということでございます。

本町では、行政課題に的確に対処できる職員を育成するために、職員個々が自らの意思で自主的に取り組む自己啓発に必要な職務を通じて行う職場研修、職場を離れて研修所等を行う職場外研修を大きな柱として人材育成を進めておるところでございます。

これにつきましては、平成19年の2月に制定しました周防大島町人材育成基本方針を基に、そういった人材育成とかに取り組んでおるところでございます。また、この基本方針につきましては、平成23年の4月1日に改正をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに自己啓発とか職場研修とか、しっかりやってきましたよという御答弁だと思うんですが、それでも現実問題として、横領事件とかいろんな不祥事が周防大島町になってからも度々起きてきているわけです。それで、今回の工事代金未払いとかいう問題も起きたと。

そこで、町長が新しく町長になられて、こういうことを言うのはちょっと酷なんかもしれんけど、要するに、町長、トップとしてそれをどう受け止めて今から改善していくのか。

今まで研修をやってきた、自己啓発、いろんな内部での取組はやってきましたよと、今御答弁がありましたけれども、それでもそうした不祥事がずっと断ち切れなかった、起きてきている。そこで、じゃ、普通はこのままじゃいけない。今までのやり方じゃ成果が出せないというふうに捉えて、これまでとは違うやり方に取り組まなきゃいけないと考えるべきじゃないかと思うし、藤本町長はそこを考えられる人だと私は思っているからこういう質問をしたんですけれども、こういう問題でいろんな不祥事が出て、再発防止策とかそういう荒療治で改善していくというのはあまりいい成果にならない。それよりは、今までのことは今までのことで、反省もしなきゃいけない、研修もしなきゃいけないでしょうけど、藤本町長としては、これからどういうふうに、そういう問題が起きないように取組をしていくのか。端的に言えば、これまで結局駄目だった方法をさらに引き継いでまたやっ払いこうと。そこが、私は藤本町長におかれては、何か別の思いがあるんかもしれん。私だったらこうすると。そこをちょっと聞きたいんです。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員さんより御意見をいただきまして、私もこのたび就任してすぐに、このように不祥事というか、未払いの問題が起きてしまったこと、これは私も大変ショックであって、悲しい思いもいたしました。そして、それを、私も各所切り取りをしながら、どういう経緯でそのようなことが起こっているのかということも調査というか、私なりに聞いてまいりました。

そのような中で、やはりこれは、そういう環境をつくってしまった、そういう環境が今あるからこういうことが続くということを私も十分認識をしております。

では、じゃあどのようにこれを解決していけばいいのか。これは非常に私も、難しいなというふうな思いがあります。それは、人を変えていかないといけないということになるんです。そし

て、今いる役場のチームの皆さん、仲間を、意識を変えていかないといけないということです。人を取り代えるということではなくて、今おられる皆さんの意識を変えていく、意識を高くしていくということでもあります。

田中議員に御指摘をいただきました、例えば外部の方を入れてということ、これはとてもいい方法で、素晴らしい意見だと思います。ただ、今あるこの組織の中に、外部の方が指揮命令系統のところ、どのような場所に配置をしていくかということは、非常に慎重に考えていかないといけないのかなというふうな思いが出てまいりました。

これはすぐにやりますというふうな形でこれを導入するというのは、今この時点では即答はできないなというふうな思いなんです。そして、今できることを、どれだけできる組織なのかなということを私は見たいと思っています。

これが、じゃどういうふうにもみんなで改善していこうかということが、じゃ実際どのくらいできるのかなということも、私も含めて一緒に取り組んでまいりたい。

そして先ほど、予算があって、年度があって、人事があってというふうなことをお話ししましたけれども、今12月のもう終わりの頃に近づきまして、来年度からすぐ動くというのがなかなか動きづらいということでありましたら、その形を取らずにやっていく。

ですが、できることを、これは私もすぐにやっていくということはお約束をしたいと思うんですが、そして私自身があらゆる方、役場の職員さん以外の皆さんにも広く意見をいただきながら、このようにしていったらいいのではないかという意見を広くいただいて、そしてそれをまた役場のほうに戻ってフィードバックしていくというようなことも必要だと思います。

田中議員が求められているのは、外部の識者を入れて、そしてというようなことを思っておられるかと思います。私もそれが一番早いのかなとは思いますが、今この現状では得策ではないのかなというふうな思いがあります。これは私のほうで少し検討させていただければと思うところでもあります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） すみません。町長に御答弁いただいたんですが、ちょっと誤解というか、私の質問の趣旨が届いていないのかなと思うんですが、私が質問で言ったのは、今御答弁の中で、人にいい意識とかそういうヒューマンなところで視点を当てて改善・改革をしていくという意味だったと思うんですが、私が言うのは、そういうことじゃなくて、もうこういう現状がある。不祥事が続いた現状がある。それを解決できなかった組織がある。一方で職員は減ってくる。いろんなコンプライアンスについての目も厳しくなってくる。そういう状況において、もうそれは限界に来ているんじゃないかと。そこを解決するためには、やっぱり新しい仕組みをつくらなきゃいけないんじゃないかということを私は申し上げた。

それで、今ここで町長に、じゃあどうするのかと結論を求めているわけじゃないんです。今からそれは時間をかけてというか、そんなに長い時間をかけることはできないでしょうけれども、例えば来年度1年かけて、どういう対策方法ができるのか。だから、私が言っているのは不祥事のことだけじゃなくて、まちづくり全体についてのことを言っているんですが、それを、どういう仕組みを作ったらいいのかというところを検討を始めるべきではないか。その検討には、役場内部で考えてもそれは限界があるから、そこに外部の知見を入れるべきではないのかということをお願いしたんで、もしその辺でもう1回何か御答弁があればいただきたいと思っておりますし、ちょっともう少し。

もう1つは、昨年のお話なんですが、定住促進協議会の件も、不祥事の件もあります。だから、私が言っているのは、これも不祥事になりますけれども、要するにまちづくりを進めるに当たっても、なかなか成果に結びついていないと。それはもう厳然とした事実としてあるんで、まあ全く成果が出ていないということはないですよ。それはいろんな面で成果は出ていると思います。でも、それが実際この島の活性化に結びついているか。それも検証しなきゃいけないですし、目に見える成果というのがなかなか出にくいところがあって、不祥事ばかりが一方に出てくると。そうじゃなくて、まちづくり全体において、やっぱり今の組織では限界があるから、その仕組みを変える1つとして外部の知見を入れる仕組みをつくらなきゃいけないんじゃないか。定住促進協議会についても結局ああいう不祥事だけが起きて、活動はされていますけれども、じゃ推進組織をどうするのか。役場が自らそれをやっていくのかということになると、せっかくの官民協働体制というのが無駄になってしまう。今までの官民協働体制というのが無駄になってしまいますから、そこをやっぱり形を少し変えた、実質的な、本質的な推進ができる組織をつくるべきではないのかと、そういう観点で申し上げているんで、別に今この場でどうするんかということじゃなくて、これからそれを解決するための検討をするのに、それをどうしていかれるのか、どういう体制で検討されていくのか、そこをちょっと、もし良かったら御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 御指摘のとおり、私も今の危機感というか、これを今の現状、この実際に起きてしまったこと、これはもう不祥事が続いていたこと。これは紛れもない事実であります。組織を変えていかないといけない。そういうことが起こらないような仕組みづくりをするということが、これは、私もとっても大切だと思っています。

そして、それにどういう対策をして、対応していくか、アプローチをしていくかということが問われているということでもありますし、田中議員のおっしゃる、私は対策を取っていくということ、これは絶対に私も必要だと思っています。その辺りは田中議員と同じであるかと思いません。そして、例えば1つが、外部の意見を入れていく。外部の方に先生役になっていただいて、

これが正しいのか、これが間違えているのか、このやり方が正しいのかということを見ていただくということを、これは私も必要なことであろうかと思ひますし、それをじっくり時間をかけて検討していく、試していくということは必要なことと思ひています。

そして、先ほど定住促進のことも、これも定住促進は令和元年の12月の定例会の一般質問で、これは定住促進協議会をこれまで同様に継続することは難しいと椎木前町長が御答弁をされています。今現在、令和2年度は一般会計の定住対策事業として取り組まれています。

私も、この定住促進協議会というのは、これはほかの自治体でも同じように、これを参考にされて運営をされている協議会の形でありますので、これは今までの実績もありますし、大変良い形だと思ひています。ですが、このような不祥事が起きてしまった以上、同じ形でということは難しいかと思ひますので、それもしっかりと検討していく。しかし、定住促進ということにおいては、これは大変重要なことだと思ひますので、これもしっかりと続けていく方向で検討していきたいというように思ひております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ありがとうございます。町長の先ほどの御答弁で、できることはすぐやっていくという御答弁もありましたが、藤本町長はできないこともできる人だと私と思ひていますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

次に、病院のほうですが、ちょっと具体的な質問に入りますけれども、宿日直についてちょっとお尋ねをいたします。

確認なんです、宿日直の業務については、当然これは労働基準法の許可を受けているというふうに思ひますが、現在、宿日直で行われている業務というのはどういった業務があるのか。宿日直というのは労働基準法施行規則の23条で、断続的な業務ということに限りて許可をされていると思ひますが、当然、これに従っておられると思ひますけれども、改めて、あくまでも確認なんです、現在の宿日直で行われている業務内容、どういったものがあるか御答弁をお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答ひいたします。

まず、宿日直業務につきましては、それぞれ職種で、医師、看護師、事務職員が当直業務を行っております。

医師につきましては、救急患者等の対応を行っている業務がございます。看護師につきましては、主に救急対応と、患者さん等からの電話対応の業務がございます。事務当直におきましても、救急等の電話対応と、またカルテと、患者さんのカルテなど、救急患者の受付等を行っているところでございます。

ただ、そういった救急対応の場合には、一応時間外勤務対応で、時間外の手当を支給しているところではあります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 許可基準では、巡視とか電話対応とかに限られているんで、救急対応はあるけど、それは時間外手当が支払われている。これは時間外に全て支払われているのかどうか、その時間に関わらず、時間外としての全ての時間について支払われているのか。その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 通常、当直業務については、通常は当直室においてテレビとか寝たりしておりますので、救急患者さん等の対応を取ったときの時間帯について時間外手当を支給している。それ以外については宿日直手当を支給しております。通常は宿日直手当を支給しますがけれども、救急患者さん等の電話対応をした場合は時間外。（「いやいや、じゃけえ5時15分から、翌朝の8時半まで全てについてそれが対応」と呼ぶ者あり）いや、全てではなくて、対応した時間についてのみ（「いやいや、その対応する時間というのは全部その範囲内で対応したものについては全部やっている」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ただ、17時15分から翌日の8時半までの宿直の時間内に発生した急患対応についてはきちんと時間外手当は支払っているということなんですが、これはいつからそういう対応がされていますか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） いつからと言われますとちょっと記憶がないところもありますけれども、今までその17時15分から翌朝の8時半までの救急対応について、時間外手当を支給していたという認識がありましたけれども、現在、病院事業局では労働組合も結成されて、そこらのいろんな話し合いの中で、そういうところが守られていますかとかというお話を伺ったので、改めて9月だったか10月に改めて職員に、各施設職員に通知していただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 細かい話まで通告していなかったので無理もない話なんですけれども、9月の16日に管理者から各施設長、病院長に宛てて、時間外手当の取扱いについてという文書、通知が出されていると思うんです。そのときに、今までは夜の22時から翌朝5時までの間だけ救急対応等で、通常業務と同等の業務が発生したときは手当を払っていました。でも、それ以外の時間、すなわち10時までとか17時15分から10時まで、翌朝の5時から8時半

までについては結局宿日直において通常業務が発生しても手当の対応はされていなかったから、それを是正しますというような内容だろうと思うんです。

だから、当然、今年の9月ですから、それ以前については10時から翌朝5時までの間しか手当対応はされていなかったということを御答弁いただきましたかったんですが、そういう事実はまだその事業局自体でこうやって文章に出されているということは、認められているということでしょうから、その場合に、要は時間外手当、それまではだから日直手当で通常業務をしていた。そこは当然支払うべき賃金を支払っていなかったということなので、それは過去に遡って請求があれば支払わなきゃいけないんじゃないですか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時39分休憩

.....

午前11時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） ただいまの時間外の勤務手当の、過去に遡って支給という件についてでございますけれども、私ども正確に把握しておりませんので、まず調査が必要であると考えておりますし、過去に遡って支給するということはまた弁護士等に相談して検討していきたいというか、きちんと請求、時間外勤務手当の請求がないと私どもちょっとわからない部分もありますので、まず調査を行いたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、請求があれば、まあこれから検討するんですか。請求があれば基本的には支払う。それは当然の話です。ということでいいんだろうと思うんですが、これは労働基準法で明確に規定されていて、最近何か法改正がされたようで、3年という時効がある。3年前までは遡れると、遡及できるというのがあるから、それで3年間は請求があれば支払わなければいけないんじゃないかと思いますが、その辺は御答弁ができますか。それでいいののかどうか。（「3年、2年ではないか」と呼ぶ者あり）

いやいや3年、2年、今のこの前の法改正前の基準でもいいですけども、とにかく現時点で判断するんじゃないかと、何年間は遡れますよと。3年なんですけど、遡れますよね。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） やっぱり調査をきちんとしまして、弁護士と御相談の上、それが適正な法令に基づいて考えていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 分かりました。だから要するに法令に基づいてきちんと対応すると。当然の答弁です。当たり前の話ですけれども、弁護士に相談するのもいいんですが、まずは職員とそこら辺は、労働組合もあるんだから、きちっと過半数以上の代表する職員と話し合っていたきたいと。それはお約束いただけますか。

この手当について。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） まずは、この件につきましては労働組合の組合員の方からお話をいただきましたので、労働組合をはじめ職員の関係者ともいろいろと話し合っていていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） きちっと法令に基づいてやることなんで、ちゃんと調査して、その辺の遺漏がないように、よろしく願いいたします。

それから、もう一点は橘医院の病床休止の件なんですけど、ちょっともう一回確認なんですけど、全員協議会でも確認したかもしれませんが、要するに、具体的に言って、19床の休止が必要なのは、看護師の突然の休暇が原因だという説明だったんですけど、じゃあその19床を維持するために何人の看護職員が必要で、今何人休暇を取っているというのと、仮に、休暇ですから戻ってきますよね。戻ってきたときは病床を再開するかどうか、その辺の方針をお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） まず、橘医院の休床についてでございますけれども、一番困難となったのが夜勤勤務者の確保が難しいということでございまして、夜勤体制を確保するためには看護師が8名いないと労働基準法の週40時間勤務がありますけれども、その勤務体制が組めないというところが1つ大きな要因でございます。

それで現在、看護師7名、准看護師2名の9名おりますけれども、ちょっといろんな個人的なこと、個人情報なのでなかなか申せませんが、療養の関係等でございますので、あと、それが今休暇を取っております。

1月に、定年後の再雇用をしておりましたけれども、ちょっと高齢で、やはり体のちょっと不調を訴えておられまして、それで夜勤できないということで、ちょっと夜勤体制の確保が困難であるということになったわけでございます。（「休暇と再雇用が1人ずつ」と呼ぶ者あり）再雇用は1人です。（「休暇も1人」と呼ぶ者あり）休暇も1人です。（「時間です」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後、時間ということなので、先日ちょっとこれをお聞きしたんですけど、橘医院へ入院されている方が、多分全員協議会の後だろうと思うんですけども、突然、転院だということを言われて、安下庄のあの近くの方なので、御家族もいらっしゃるんで、患者さんを病院から転院させるのはそれは可能にしても、御家族が今度は、大島へ行ったら大島病院までいかなきゃいけない。それはなかなか難しい、高齢の方にとっては。東和を希望したんですけど、いや大島へ行ってくれと言われたと。それでどうしようかということをお聞きしたんですけど、それも、全員協議会の後ですから、急に、突然、1月中に転院だということを言われたと。戸惑っていると。どうやって行くんですかと言われたら、救急車か介護タクシーを呼んでくれと言われたと。そんな乱暴な話はないと思うんです。きちっとまずは入院患者さん、それから御家族の方の理解を得て、それでこういう休止内容の話を進めるべきだと思います。

ちょっとその辺をもう一回、今からでもいいんで、きちっと町民の方に御協力もいただかにはやいけんわけですし、休止するのであれば。もちろん元に戻していただければ一番いいんですけど、そういう現状もあるんで、そういう齟齬というんですか、町民の方にそういった苦しい思いをさせないようにきちっと対応していただきたいと思いますが、ちょっと御答弁を、最後に。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 全員協議会の後にすぐ、あの当時13名ぐらいおられた患者さんで、すぐ移したほうが良いという判断をした人に、酸素を10リットルと6リットル入れている急性期の方はできたら大島病院にということで、ドクターの関係もありますので、そのお話をして大島病院に移っていただきました。あとの残りの人も、今年中にと、来年またということで、患者さんとまた家族とは十分話をした上でとっていましたし、そうあるべきだと思います。

（「実際、こういう話がでちよるんじゃから」と呼ぶ者あり）

救急車でというのはちょっと乱暴なので、ちょっと情報が入っていませんので、そこはもういっぺん確認してみます。（「しっかりフォローをお願いします。廃止・休止に伴うフォローをお願いします。今患者と家族に対する手当をきちっと寄り添った対応をお願いいたします」と呼ぶ者あり）それはもう絶対に必要だし、やっぱり患者さんがオーケーしない限りは病院も移すこともできませんし、だから、丁寧に説明して、了解を得ない限りは……。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 山根です。まず、質問に入る前に、冒頭、午前中の議員さんからもありましたけれど、町長の今回のコロナに対する迅速な情報提供に大変すばらしいと思います。ああやって、何が大事かといいますと、まず迅速に対応をされたということが大事だと思います。これからコロナの問題いろいろあると思いますけれども、この形で迅速に、それから人権に配慮した形で続けていただければ大変ありがたいと思います。冒頭申しました。本題に入りたいと思います。

私は先日までこの後ろの席で、傍聴席に座っておりました。今回からこちらで発言することができます。任期中、力いっぱい務めたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

さて、今回私が質問しますのは町の在り方。特に、社会的共通資本とも言われます学校ですとか、病院、公民館などの在り方に対する町民の意見を集め、どうやって反映させるかということでございます。

私自身のことをまずお話ししたいと思います。私は4年前までNTTに勤めておりました。入社したのは平成元年、1989年でNTTが電電公社から民営化されて4年目のことでした。公営企業の民営化といっても40代の方にはぴんとこないかもしれません。詳しいことはネットでも調べていただくこととしまして、ざっとお話ししますと、1970年代後半から国家財政の負債、特に赤字国債の乱発が問題となりまして、そこで鈴木善幸内閣から中曽根康弘内閣にかけて、行政調査会が組織されます。第二次行政調査会で石川島播磨重工、東芝社長、それから経団連会長を歴任した土光敏夫先生が会長となり、いわゆる土光臨調が発足しました。土光敏夫先生は渋沢敬三先生とともに私が最も尊敬する経済人ですが、子孫に借金を残さないために、増税なき財政再建を掲げ、時の首相に対して行政改革の実行を確約させての会長就任でした。その行政改革の目玉の1つが、特殊法人、特に三公社と呼ばれた国鉄、専売公社、電電公社の民営化でありました。土光臨調の答申によって、それぞれJR、日本たばこ、NTTが発足したものです。土光先生に焦がれて電電公社最後の総裁として就任したのが愛弟子であられた真藤恒さんで、後にNTTの初代社長となります。私は単身巨大組織に乗り込み、改革を断行していく真藤恒さんの姿に憧れて、NTTを志したものでした。

会社に入って最初に配属されたのが島根県の出雲支店で、私を指導してくださった課長さんが最初におっしゃったのが、山根君、新入社員の君が見て、会社や職場でこれはおかしい、これは違うんじゃないかと思うことがあったら何でも教えてくれ、ということでした。課長、いや、私はこの間まで学生だったもので、そんな先輩方に何か意見を言えるようなものではございません。それに対して課長がおっしゃったのが、山根君、NTTというのはこの間まで役所だったん

だよ。お客様のことは考えずに自分たちのことだけ考えていればよかった。そもそもお客様という言葉さえなかった。けど、これからは民営化されて、お客様が自分たちをどう見ているかを考えて、そして変えていかなくてはならない。会社の中でお客様に一番近い立場にいるのは君たち新入社員なんだよ。だから、我々は君たちの意見をよく聞いていって、それを反映させていきたいと思っているんだと。

NTTの民営化は公営企業の民営化の模範事例とされ、世界的にも模範事例とされ。例えば、イギリスではサッチャー政権の後期に、ブリティッシュテレコムやロイヤルメールが民営化されたときには手本として参考にされました。しかし、そういった成功の根本には当事者たちのこうした謙虚な姿勢があったことをまず指摘しておきたいと思います。

付け加えますと、NTTもある時期から成功経験におぼれ、そういう謙虚さがなくなっていく。そういうのを私は肌で感じておりました。そのころからNTTの迷走が始まったと当事者の1人として反省するものです。

冒頭申しましたとおり、私はこの間まで後ろの傍聴席に座っておりました。最も町民に近い議員の1人として、今回の一般質問に臨むものであります。

前置きが長くなりました。私どもの周防大島もこれからさらなる行政改革が必要となってきます。その際に必要になるのが、特に学校や病院、公民館といった生活に関わる施設の在り方に町民の意見を集め、反映させる。そういう仕組みを作ることだと思えます。これまでの町の説明会などに参加しますと、決まったことを説明するばかりでありまして、町民の意見が入る余地がないものがほとんどであったという、そういう印象を受けております。生活に関わる施設の在り方に町民の意見を求め、町民の意見を集め、反映させることについての藤本町長のお考えをまずお聞かせ願えればと思います。では、町長、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員さんの生活に関わるインフラストラクチャーや施設の在り方についての住民からの意見収集とその反映についての御質問にお答えをいたします。

社会的共通資本といえる施設について病院や学校、公民館などの施設の在り方について住民から意見を反映させていただく方法についてでございますが、はじめに、町立医療機関は、地域医療の確保のために医療を提供しておりますが、人口減少による医療需要の大きな変化により厳しい経営状況が続いております。

また、医師が都市部へ集中し、医師の偏在や医師の高齢化により、住民の皆様のニーズにあった医療を提供することが大変厳しい状況にあります。

永続的に町民の皆様が医療等が提供できるよう、令和元年12月に病院事業局再編計画を策定し、病院等を運営しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、町立の医療機関の

患者数が減少し、再編計画どおりの経営が難しい状況にあり、第1期再編計画の見直しに早めに着手する必要があると、議論が必要と考えております。

第1期再編計画策定時には、住民説明会を開催いたしておりますが、第1期再編計画の見直しでは、町民の皆様にアンケートを取るなどし、御意見、ニーズを掘り起こし、可能なことは反映させていきたいと考えています。

次に、社会基盤施設である町立小中学校の在り方については、文部科学省が策定をしている公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を基に、周防大島町全体での学校の位置的バランスを考慮しつつ、保護者をはじめ地域住民の意見や要望をお聞きし、一定の御理解が得られた学校について、統合を進めているところでございます。

来春の学校統合については、油田小学校が森野小学校と統合するとともに、久賀中学校・東和中学校・安下庄中学校の3校の統合により、新しく周防大島中学校が開校いたします。よって、休校している情島小中学校を除きますと、小学校9校、中学校2校の計11校となります。

中でも、小学校については9校中7校が複式学級を有する予定で、そのうち児童数が30人未満の極小規模の小学校が4校となる見込みです。

一般的に、小規模校のメリットとして、きめ細かな指導や地域ぐるみの協力などが挙げられますが、その反面、切磋琢磨する機会の少なさや複式学級では1学年あたりの直接指導の時間が短いなどのデメリットもあります。このため、個人的にも集団的にも、子ども達の変化の激しい社会に対応できる力を備えるような環境づくりが必要と考えておりますので、複数校が集い授業を行う拡大集合学習を実施するなど、刺激のある工夫を凝らした教育活動を展開しているところで

す。

しかし、当町の小学校においては、地域ぐるみでの見守りをはじめ、地域住民が学習支援へ参画することや学校行事へ参加するなど、地域と密着した学校経営が行われており、心温まる御支援御協力をいただいておりますので、輝かしい将来がある子どもたちが、人生の土台をしっかりと養うことができるような環境づくりについて、保護者をはじめ地域の方々の御理解をいただきながら学校統合を進めてまいりたいと考えております。

最後に、公民館、図書館及び体育館等の社会教育施設につきましては、日々、多くの町民の方に生涯学習、生涯スポーツの実践の場として利用され、生活に身近な施設として親しまれております。

施設の在り方については、周防大島町教育の基本方針における社会教育の基本方針として新たな時代・多様なライフスタイルを見据えた生涯学習を推進するとともに、人と人とを結び、生涯学習の活動の場として、温かな人間関係も生まれる場としたいと記述をしております。

そのような基本方針の基、町においては、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、周防大

島町社会教育委員会、また同法第29条第1項の規定により公民館運営審議会を設置しております。

両委員会とも町内の学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、または学識経験を有する者で、兼務により構成されております。

この制度につきましては、住民参加型の行政の仕組みであり、委員には地域住民と行政の間にいる立場として、住民の声を行政に反映させるという大切な役割を担っております。

会議につきましては、毎年、2回程度開催をしており、毎回、社会教育に関する貴重な意見、助言をいただいております。

また、教育委員会社会教育課には、社会教育主事の資格を持つ職員を置き、社会教育に対する専門的技術的な助言・指導にあたっております。

この社会教育主事を中心として、社会教育委員会や日頃からの町民の意見等を取り入れながら冒頭に説明いたしました、本町の社会教育の基本方針に沿った施策を推進していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 御答弁ありがとうございます。

今回、病院それから小中学校、それから社会教育施設と3つのことをお聞きしました。ただ、社会的共通資本というのはこれだけに収まるものでなくて、これは非常に狭いところで実際には環境であったり、自然であったり、風土であったりと、非常に広範囲に及ぶところであります。ただ、そこまで話しを広げるとなかなかまとまりがつかなくなりますので、今回この3点でお尋ねをしておるところでございます。

病院の在り方についてですけれども、午前中の一般質問にもありましたのであまりそこを重複することは避けたいと思っておりますけれども、基本的なところでやっぱりこれから人口も減っていくと。そういった中で、じゃあどうやってこの周防大島町の中で公立の病院事業を運営していくかということは、今までの延長ではなくて、もっと違う新しい道というのを考えなきゃいけないんじゃないかと私は考えております。

昨年、病院事業の病院の再編を説明会でもそういったことを住民として意見を申し上げたところでございますけれども、そのときに例として申し上げたのが、NTTの九州病院というのがあります。そこはずっと一般病院だったんですけれども、NTTが経営から外れると、もう会社の病院ではなくて、1つの医療法人としてやってくださいということに数年前になりまして、その時に九州病院が何をやったかという、人間ドックに特化した病院としてやり直したんですね。それまでは外来中心だったんですけど、人間ドック、そういった予防診療、そこに特化した病院としてやり直した。そこで営業の人もいて、各企業、団体からいろんな営業をかけて人間ドック

の需要を集めてきて、それで病院事業として成り立つようにしたと。これは1つの例ですけれども、同じことをやれというつもりはないんですけれども、やっぱり今までと同じ、患者さんが来て、それを診療して治療して、それはそれで大事なことですけれども、それだけだとなかなかもう病院事業としては成り立たないんじゃないかと思います。今後、再編計画等も推進されるんでしょうけれども、その中で例えばコンサルの方等も入ってこられるんでしょうけれども、そうしたときには今までの延長で例えば今までだったら10年で終わりだけど、こうやれば12年になりますよとかそういうのではなくて、永続してやっていくのは今どうすればいいのかと、今の段階でどうすればいいのかと、そういうことをやっぱりコンサルの方には求めてほしいと思います。そうでないと、なかなか病院事業の継続というのは難しい局面になってくると。それは誰が考えてもそうなると思います。

それが1つと、それから小中学校の統合についてですけれども、やっぱり統合ありきで進められている感がありまして、実際小規模校、周防大島だと小規模校のメリットというのをかなりこれをもっと突き詰めていかなきゃいけないんじゃないかなという気が私はしております。例えば、同じ九州の例になりますけれども、福岡だと能古島という島が福岡市にありまして、姪浜というところから船でいきますけれども、そこは作家の檀一雄が最期に亡くなった土地、島でもあるんですけれど、その能古島小学校というのはやっぱり子供の数が減って廃校を余儀なくされていたんですけれども、福岡の市内から通学することを認めて、それで福岡の市内でなかなか学校に馴染めない子供、なかなか大規模校だと馴染めない子供を集めてきて、それで小規模校ならではの教育をするということで。そういうことで、また今はもう希望者が殺到して、なかなか福岡市内からも入れないというようなそういう事例もあります。何か小規模校のそういうメリットというものを考えて運営していくと、これを突き詰めていくというのも1つの在り方ではないかと思ひまして。そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

それから、あと、社会教育施設ですけれども、社会教育委員会の会議等々を開催しておられるというふうに、今答弁ありましたけれども、その委員の人選ですね。そういったものはどうなっているのかというところが1つあると思います。教育委員会のほうで決められた、一般の公募とかそういうのをかけるようにしないと、教育委員会のほうで多分委員に選定して来てくださいというようなそういう形になっているんじゃないかなというふうに思います。そうだとなかなか一般の人の意見というのが通りにくくなってくると思います。実際、申しましたとおり、これからいろんな行政改革というものは進められてくると思います。私も行革委員、特別委員に任命されてしまったことをこれから手掛けていかなければならないと、身が引き締まる思いでいるところですが、そのときにやっぱり住民の方の協力、住民の方の理解、そういうものがないと、どんないい案を出してきてもなかなか現実には進まない、そういうことだと思います。

私が冒頭申しましたNTTの例もそういったことで申し上げました。やはりそういったいろんな人の意見ですとか、そういった思いですとか、そういったものをどういうふうに集約して、集めて反映。もちろん全部が全部反映できることはないと思います。反映できるものは反映させていく。その中からそういった意見の中から、また今までとは違った道を見つけていく、そういった努力が時間は限られているとはいいますが、そういった努力はされていかなければならないのではないかと考えております。そういった町民の意見を集めることについて、町長のお考えを聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員より病院の在り方、小中学校の統合、そして広く教育に関してということ、それぞれ町民の皆さんの意見を集約をして、それで形にしていくのはどうだろうかということで御提言をいただいたところであります。

私も意見集約をするというのはとても大切なことであると思うんです。声の中にはいろんな声があると思います。大きい声もあれば、小さい声もあると思います。そのそれぞれの声をしっかりこの役場でもって、その意見を受け止めて、その意見の中で、それではどういうことが本当に必要なのかということを経査することが役場の機能であると思っております。いろんな意見を集めることはもちろん大切なことでもありますし、それには労力が大変かかることでもありますけれども、それをやっていかなければならないと私も思っております。

そこで、山根議員が先ほどから御質問いただきましたそれぞれについてでありますけれども、まず病院の在り方ですけれども、これも山根議員おっしゃった永続できる形、これを模索していくことが大事だとおっしゃいましたけれども、それももちろん大事だと思います。ただ、この永続できる形というのがこの人口減少が進む中で、今待ったなしというか、早く動かないといけないという現状もあります。そうしたときに、病院には働いておられる方もある、そしてまた患者さんもおられる。そしてまた、公立病院という形の中でもありますから、その様々な町との関わりもあるという中で、永続できる形というのをこれ今すぐにぽっと出ればよいのですが、それはなかなか多くの議論、そしてまたおっしゃる通りいろんな意見を聞いていく、精査をしていくことが必要だと思っております。

そしてまた、学校統合でありますけれども、これは山根議員さんが小規模のメリットについて検討してほしいということであるかと思っております。これは教育に関してはこれもいろんな意見がありまして、小規模のメリット、そしてまたデメリットということも言われます。あまり小規模だとお友達が少なくなったりとか競争が少なくなるのではというような意見もあります。それを踏まえてやはり答えを出していかないといけないと思っておりますし、教育全般、教育委員会などに関しても公募をかけていく、いろんなほかの分野の方の目も必要、それももっともだと思いま

す。ですが、今の形をしっかりと保った上で、そういった公募をかけていくということ、先行きを見ながら必要と思われることに関しては検討してまいりたいと思いますけれども。まず、今ある形の充実をしっかりと形づくっていかないといけないなと思うところであります。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先ほど小規模校のメリットというのはもちろん私も感じております。先ほどの例は、近くに福岡という大きな都市がありましたよね。町内で現在10の小学校ありますが、100名以上いる学校は1校なんです。だから、よほど町外から来てもらわない限り、学校特認校という形は厳しいと思っております。そして、私たちも平成21年から、例えば旧大島町でしたら、沖浦小、明新小、三蒲小学校の5、6年生は年10回集まって合同授業をする。拡大集合学習をやっております。最近はICTも進んでいるので、それを通してやっていますが、やはり例えば30人ということは1学年が5人以下なんです。それが果たしていいのかなという疑問は持っております。

そしてまた中学校と小学校では違うと思えます。中学校のほうはこの4月から新しい中学校スタートしますが、きっかけは平成19年の3月に当時の小中学校統合問題推進協議会から平成21年4月に情島中学校を除く8中学校を4中学校に統合する平成29年4月を目標に1校に統合を目指すという答申がありました。その答申があったのは私も知っていますが、私、平成24年の11月27日に教育長になりましたので、1年間は様子を見たいと思っていました。それで、1年間を見て、1年経った12月から過去の統合の記録を読み始めました。そして、平成26年2月から教育委員会会議で、この答申はどうか、前の委員会が決めたからその通りでいくんじゃないかと、この答申を今の教育委員会としてどう扱うかというのを議論をして、秋に一応やっぱり尊重しようということになりましたので、平成26年の秋ですね。平成27年度に保護者、小中学校教職員、学校運営協議会と中学生にアンケートを取りました。保護者というのはゼロ歳から15歳までの保護者です。アンケート結果を整理して、このアンケートが少し割れたんです。このことについては平成27年の12月に町議会の全員協議会でも説明いたしました。ただ、意見が割れていたんで、もう1回話し合う必要があるだろうということで各学校には学校運営協議会というのがあります。保護者の代表、先生の代表、地域の代表、そこで揉んでいただくということで、2月からこの議題を考えてほしいというのをお願いしました。もちろん、その間に説明が要るところにはPTAと行きますというんです。5校だったかな。途中で行きましただけど、そこで揉んでもらって、その中学校校区でどんな子供を目指したいかを考えてほしい。そして8月に全ての学校運営協議会の人が集まって、シャッフルして、町としてどうするかというのを各小中学校から3人ずつ来てもらって、8月にやりました。その結果また、もう1回学校に戻って考えてくださいというので秋に答申をもらって、案を作っていくって、委員会も作って議

会の全員協議会にも2月3月に提案して、一部修正をしました。そして5月から地域説明会をして、また9月に全員協議会で説明して、11月の広報に教育委員会としての方針、現時点のですね。将来またそれから変わるかもしれません。平成29年の11月に決めたのは当時の教育委員会です。それが果たしているのか、ってもう1回議論が要りますよね。だから、ちょっと見ると、統合ありきに見えるかもしれませんが、以前に決めた答申が本当にいいかどうか必ず吟味するんですよ。吟味した結果やっぱりこれでいこうというので今回やりました。将来ちょっとどうなるかわかりませんが、それをしながら平成29年12月に御議決いただいて中学校統合になりました。だから、ちょっと時間かかります。だから、全員ではないんですけど、かなりの方から御意見をいただいたつもりです。

それと、やっぱり中学校というのは義務教育の最後なんですね。中学を卒業したら高校かもしれない、高等専門学校かもしれない、あるいは就職かもしれない、別れていくわけですよ。やっぱり小学校と中学校は違うので、中学校はある程度の規模で学ばせてやりたいなと強い思いを持っていました。小学校の場合はより慎重になっています。今回の油田小と森野小の統合も油田小の保護者から強い要望がありまして、町内の教育委員会内部と協議して、どうしようかと話して、やっぱり強い思いがあるから、油田のほうに説明会に行って地域の方からも御意見いただこう、そのとき結論的には学校がなくなるのはさみしいけど。当時7人でした、全校生徒が。ある学年はゼロなんです。だから2学年が一緒になっても1人なんですね。それをどう思っているのかって。それはそうだねっていうので、御理解いただければというので、その後森野小学校の校区で説明して、城山小学校の校区で説明して、東和地区ですがね、統合しようという形になって。小学校のほうはより慎重に扱っています。

今回の場合のように、保護者が強い要望で意見をお聞きしましたと。全校7名、学年にゼロの学年もある。複式組んでも1人じゃないかって言われたらやっぱりそうかなというふうに思って、こういう会を進めて、保護者や地域の方の御理解も得て、やっています。だから、ちょっと学校統合ありきのように見える面もあるかと思いますが、できるだけ慎重に議論しながら今まで進めてまいりましたし、今後も進めていきたいと思っています。（「社会教育委員会の委員の選任の」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 今御指摘いただいたように、学識経験者等を含めて、教育委員会からお願いしている形になっています。ですから、今おっしゃったように、公募の委員をどうしたらいいのかというのは教育委員会内部でも検討してみたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

まず教育長のほうもですね、いろいろと御検討いただきありがとうございます。また、小学校については慎重に進めておられるということで、これも実際にそのような形、その方向で進めていただければと思います。

また、いろいろと環境等もあると思いますけれども、この件についてはまた議論させていただければと思います。よろしく願いいたします。

それから町長も。いろいろと御意見いただきまして、ありがとうございました。すぐに私もすぐに何か大幅に変わるということは、それはなかなか難しいと、あり得ないと思っております。ただ、やっぱり町民、住民の方の意見をどういうふうに集約していくか、これはすぐに答えが出ることではないので、これから議論をしていながら1つの形を考えていければと思っておりますので、ぜひ引き続きの議論をよろしく願いいたします。私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 皆様こんにちは。新人議員として本日初めて一般質問をさせていただきます白鳥法子と申します。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まちづくりが住民ひとりひとりにとってもっと身近になるように、日々の生活の中や住民の方とお話しをする中で疑問に思ったこと、こうしたらもっとよくなるのではないかと感じたことを基に質問させていただけたらと思っております。

まず、我が町の出産子育て支援について3点質問させていただきます。

内閣府がこの6月に行ったアンケート調査で、コロナ禍でどのような生活意識や行動の変化があったか三大都市圏の方々に聞いたものがあります。その中で、地方への移住に関心が高まったという方の割合が特に20代、30代で高くなっていました。本町の相談窓口への移住の問い合わせというのもコロナ禍においても減ってはいないと聞いております。将来、子供を持ちたい人、子育て中の人にとっては安心して出産、子育てができる環境が移住先に求める重要なポイントになってくると思います。本町の子育て支援策は保育園がみんな無料だったり、中学生までの医療費が無料だったり、充実した支援策もあります。

一方で、産婦人科や小児科専門医院が町内になく、地域によってはかなり遠かったり、移住してこられた方などは近くに頼れる親族がいなかったりと、田舎ならではの課題もあると思います。

町が昨年行った小学生以下のお子さんをお持ちの保護者へのアンケート調査、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査、こちらの結果によりますと、親族が近くにおいて、子供を日常的に預か

ってもらえるという方が4割、緊急時や用事があるときには預かってもらえるという方が5割でした、これは、自分の地元で子育てをしている方が多く、おじいちゃん、おばあちゃんが元気な証拠でもあると思います。

一方で、日常的にも緊急時にも預けられる親族や友人がいないという方が1割いらっしゃいました。移住してこられた子育て家庭に話をお伺いしますと、子供のことで急に対応しなくてはならなくなっても、自営業だから何とか今対応ができていているというようなことも聞きます。

また、独り親家庭で仕事と家庭の両立に御苦労されている方も多くいらっしゃいます。

そこで、これから更に移住定住を促進していこうというこの町で安心して出産、子育てができるように3点ほど質問させていただきます。

まず1つ目は、出産時のもしもに備えた体制づくりの提案です。産婦人科が遠い北海道のいくつかの町では、妊婦安心サポート119といったような名前の仕組みがあります。これは妊婦さんの出産にかかる情報、出産予定日でありますとか出産する予定の病院などの情報を事前に消防署に登録することで、緊急時に迅速に救急車で出産予定医療機関に搬送することができるというものです。平成27年から取り組まれている厚岸町の担当課にお話しを伺いました。こちらの町も産科医療機関がなく、最寄りの産科まで1時間以上かかることが多いそうです。年間出生数は45人から50人と、まさに今の周防大島と同じくらいです。現在では、妊婦さんの7、8割の方がこの仕組みに登録しているそうです。急に体調の変化があったらどうしようという妊婦さんの不安の解消に役立つことができるのではないのでしょうか。大規模な予算が必要なものでもなく、不安感を軽減することができるので、消防署と連携して検討してはいかがでしょうか。

次に、ファミリーサポートセンター事業の導入予定についてお伺いします。ファミリーサポートセンター事業というのは、全国で推進されている事業ですが、簡単に言いますと、子育てを手助けしてほしい人と子育てに協力してくれる人をつないで、活動をサポートするための連絡調整を行い、地域の中での子育てを支援する事業です。平成29年度には全国で863市区町村が導入しています。サポート内容は保育園の送迎や保育園、小学校の開始前、修了後の子供の預かり、保護者の方の病気や急用、冠婚葬祭や、ほかの兄弟の学校行事、買い物などの外出がしたいときのお子さんの預かりなどがあります。子育て家庭にとっては、いざというときに頼れる場所があるという安心感があります。山口県内でも13の市全てが導入しており、平生町、田布施町は柳井市と連携して事業を運営されております。このファミリーサポートセンターのようなサービスが本町でも活用できれば、近くに頼れる親族や友人がいない子育て家庭でも、またそうではない家庭でも気兼ねなく助けを求めることができるのではないのでしょうか。

今年の4月に策定されました第二期子ども・子育て支援事業計画、こちらの中では将来的な実施を目指すというふうに記載されております。事業化のイメージや具体的なスケジュールなどが

あればお聞かせください。

3点目は、妊娠、出産、子育て支援制度について分かりやすい情報発信をしていただきたいということです。本町にはせっかく数多くの支援制度が用意されているのに、その情報が分かりづらいです。子育て包括支援センターに行って、お伺いすればとても丁寧に教えていただけますが、多くの方の場合、そこに伺うときにはもう妊娠などに直面しているような状態だと思います。その前にネットや紙媒体で、もう少し分かりやすい情報が入手できないでしょうか。これから出産子育てを検討している方がこの町で出産、子育てをしていくというイメージがわくように島の実情と段階に応じた支援策が一体的に分かるような積極的な情報発信を行っていただきたいと思います。

子ども・子育て支援事業計画では、子育て情報ホームページを開設し、その周知、啓発に努めるとありますが、その具体的なスケジュールや周知啓発のアイデアがあればお聞かせください。出産子育てについては以上です。

次に、公共交通の充実についてお尋ねします。

先日町長が掲げられた町の重要課題の中でも定住対策の1つとして、公共交通の充実がありました。周防大島にお住まいの方は車ありきの生活を送っている方が多いと思います。しかし、自分で運転することが難しくなる高齢者が増え、公助共助による交通手段の確保が本当に大切になってくると思います。今後の周防大島町内の公共交通の確保、活用促進について具体的なお考えがあれば伺いたいと思います。

今回、議案にも一部条例改正として挙がっておりますが、4月から始まる一般混乗型スクールバス、油田森野線があります。バスの担当課である商工観光課さんに経緯を伺ったところ、まず、昨年12月に防長バスさんから当該区域からの撤退について御相談があったということでした。そこから撤退時期を延ばしていただいたり、来年4月から走るスクールバスに一般の方も乗車できるように教育委員会と調整をされたり、この区間のバスを守るために執行部の方もいろいろと御苦労されたかと思います。これまで住民の方からは現在の防長バスと同じ便数は維持してほしいということ、馬ヶ原からも児童だけではなく、一般の乗車もできるようにしてほしいという意見が出たと聞いております。そういった住民の方からの意見を反映するために今回の議会でも条例改正の議案が出されたと認識しています。4月からの運営に向けて、最後までより利便性が高い一般混乗型スクールバスとするために、ぎりぎりまで調整、工夫しておられるということが伝わってまいりました。

しかし、運賃については現行の防長バスのものと同等のものになっており、特にいろんな議論がなされていないように感じます。平成18年に国から出された通知の中で、運賃は撤退前のバス運賃を目安として考えると示されていますので、今回もこのバス運賃そのまま引き継ぐ形で設

定されたのだと思います。しかしこれだと今バスを利用されている方は引き続き利用されると思いますが、さらに利用者を増やすというのは難しいのではないかと思います。

ここからは少し提案なのですが、例えば、後期高齢者や運転免許を持っておられない方、返納された方の乗車料金の上限を設定し、利用促進を図ることはできないでしょうか。その代わりとして、利用者にアンケートに協力していただき、今後の島の公共交通の在り方を検討するためのテストケースとすることはできないでしょうか。

先日、この区域のバスに自分は初めて乗ってみましたが、隣の集落までの短い区間を利用される方、スーパーのある町まで利用される方、大島駅まで利用される方、家の近くは今でも自分で運転するけれども、遠くまでは不安なので遠くまではバスで出かけるんだという方、様々な目的で乗っておられました。ちなみに、道の駅から油宇まで、片道料金は840円かかります。以前、藤本町長も議員時代に公共交通について一般質問されておりましたが、答弁の終わりは町民への利用を呼び掛けるにとどまっていたかと思います。車の運転に自信がある人は、まずバスは使いません。車を使わない人、バスがあるなら車を卒業しようという人のために、その人たちが使いやすい仕組みや仕掛けが必要だと思います。まずは、このたびのルートで何かしら思考を試みるということは島全体の交通を考える上でもチャンスだと思います。4月からの運行に向けて、料金面の検討や利用促進などのお考えがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員さんの出産・子育て支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の出産・子育て支援における、安心して出産ができる環境づくりを進めるために、もしものときのために、消防と町とで緊急連絡体制を事前に整備することについてでございます。

本町には、産科医療機関がなく、また柳井医療圏にあるお産ができる総合病院も1医療機関となり、遠方であることから、妊娠・出産に不安を感じている妊婦さんも少なくないと思われます。

そのため、柳井医療圏を構成する1市4町において、診療所の産婦人科医が平日夜間・週末等に総合病院の産科当直医として加わる仕組みの整備や産科医師の確保等、圏域の周産期医療を充実する取り組みを行っているところであります。

また本町においては、平成30年4月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関するワンストップの相談窓口として、切れ目のない総合的相談支援を行いながら、医療機関・保育園・子育て支援センター・行政等の関係機関との連携を図っております。

その中で、妊娠届時には、子育て世代包括支援センターの保健師が全ての妊婦さんと面接をし、母子健康手帳の交付を行っており、妊婦さんの生活や心身の状況・生活環境等の実情を把握する

とともに、どこで出産するのか、出産時にはどのようにして産科医療機関を受診するのか等について確認し、妊婦さんや家族が出産について考えられるよう、また必要なケースについては、医療機関と連携を図りながら、妊娠初期から出産に向けた支援を行っております。

家族等の支援者の不在時に急変する等、緊急を要する場合には、救急車による救急搬送もあるかと思いますが、その場合は、他の救急事例と同様に、適切かつ迅速に治療が行えるよう、消防法による救急医療体制が整備されており、本町におきましては、二次救急として周東総合病院、三次救急として岩国医療センターが対応していただけることとなっております。

少子化が進む本町においては、妊婦さんが、安心・安全な出産を迎えることができるよう、妊婦健診の確実な受診、妊娠期の健康管理、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを軽減できるよう、子育て世代包括支援センターの相談機能の更なる充実、家族や友人、地域等のサポート体制づくり等を図っていくことも重要であると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、ファミリーサポートセンターの設置についての御質問にお答えいたします。

本町では、平成20年度に小学6年生までの医療費の無料化を行い、また平成27年度には、中学3年生までの医療費の所得制限なしの完全無料化を実施するとともに、昨年10月からは、県内で初めて、副食費を含む保育の完全無償化を行うなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに努めております。

国においては、平成27年に子ども・子育て支援新制度を施行し、全ての家庭が安心して子育てできるよう、延長保育等13事業を規定いたしました。

御質問のファミリーサポートセンター事業も、この13事業の1つであり、子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業であります。

本町におきましては、令和元年度に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、平成30年度において、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました。

そのニーズ調査では、ファミリーサポートセンターの必要見込数は、3.5%、16世帯となっており、国の設置基準である会員数50人以上の要件を満たさないことから、ファミリーサポートセンターの町単独での設置は困難であると判断したところであります。

また、昨年度の第2期子ども・子育て支援事業計画の策定委員会におきまして、委員より、事故による損害賠償の事例があり、実施については慎重に検討すべき、有資格者で実施する一時預かり、子育てショートステイ、延長保育、病児・病後児保育等、他の事業が利用出来るといった意見があったことから、柳井広域圏内の市町との連携により、令和6年度以降の実施を目指すこ

といたしました。

今後、柳井市で行われているファミリーサポートセンターの現状や課題を精査し、子ども・子育て会議に諮り、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

最後に、情報発信の御質問について、お答えいたします。

現在、本町では、子育て支援の情報として周防大島町子育てブックを作成し、保育所、子育て支援センター、各総合支所・出張所等に設置し、子育て支援の相談や、転入、出生の際に配付しております。

また、町ホームページの中に周防大島町子育て支援ガイドという子育てに特化したサイトにおいて、本町が実施する子育てに関する、全ての情報を掲載し、随時更新を行っております。

今後も、安心して子育てが行えるよう、情報発信に配慮してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

私は、本定例会冒頭の所信表明でも申し上げましたが、今後も、山口県一子育てしやすい町を目指し、さらなる子育て支援の充実を図ってまいりますので、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 白鳥議員さんの公共交通の充実についての御質問にお答えいたします。

本町において、豊かで暮らしやすく、活力のある地域の振興を図り、定住対策においても移動は欠かせない存在の1つであることは御指摘のとおりだと考えております。

しかしながら、近年のモータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しております。

公共交通の縮小やサービス水準の低下が、更に利用者を減少させるなど、いわゆる負のスパイラルに陥っているのが現状で、このままでは、公共交通が成り立たなくなる可能性もあります。

町といたしましては、地域公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、福祉、教育、環境等、まちづくりの一環として、公共交通の形成を進める必要があると考えております。

このことから、町内の公共交通の現状・問題点、課題の整理を行い、町が中心となり、交通事業者、地域住民と連携した、周防大島町の地域交通のマスタープランを策定し、公共交通網をその計画に沿って整えていかなければならないと考えております。

なお、このマスタープランは、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限に活用した上で、自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院、宿泊施設等の町内の多様な輸送資源についても最大限活用する取り組みを盛り込み、持続可能な旅客運送サービスの提供を確保することが盛り込まれたものにしなければならないと考えております。

また、マスタープランを策定していく中において、いくつかの実証実験等を行い、それを踏まえ、より利便性の高い、より効率性のよいものになるよう検討していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

まず、町長がお答えくださいました子育て支援についてですが、1点目の妊婦さんの情報を事前に消防に登録しておくということは特に必要なくて、普通の救急医療体制で十分賄えるというお話だったかと思います。私がお伺いした北海道のところでも、もちろんそれはそうなんだとは思いますが、実際この5年ぐらいでこれに登録していて搬送された方というのは事例としては5件ぐらいというふうにおっしゃってございました。ただそのときに、もちろんけがをしても病気になっても子供を産むときに、急に体調が変わったとしても、それは同じようにちゃんとフォローしますよということは分かるんですけども、妊婦さんが御自分1人のときに電話をして詳細を伝えるというその心の負担というか、それが電話さすれば私の住所も搬送先の病院も全て分かっているという、1本電話をすればそれで後はもう待てば大丈夫という条件が整っているという状況の安心感というのは、やはり出産という大きなイベントをこなす中でとても安心感につながるのではないかなと思うので。また、もちろん普通に救急に電話しても大丈夫というのはもちろんそうなんだとは思いますが、心の安心というところも含めて、またちょっと御検討もしていただけたらなと思っております。

次に、ファミリーサポートセンターについてですけれども、もちろん大島には子供がとても少ないのでニーズ調査をしたときに50件に満たないというのはあり得る話だと思います。また、大島でずっとおられるお母様方にとってはそういったファミリーサポートセンターという事業自体があることを御存じないという方が多いというのもアンケート調査の結果には出ていたのではないかと思います。すぐにするというわけにはとてもいかないとは思いますが、例えばもう少しニーズ調査といいますか、ファミリーサポートセンターじゃなくて、先ほどおっしゃられた一時預かりとかで対応できるということも、とてもたくさんあると思いますので、その利用がしやすい申請などがとても簡易で、気軽に使えるという状況を整えていただくというのも1つの子育ての負担軽減につながるのではないかと思いますので、そこも御検討改善いただけたらと思います。

また、3点目の情報発信についてですけれども、私も子育てブックというものを隅から隅まで拝見はしてみました。また、ホームページのほうも拝見しております。読み込めば、あ、こういうことかということは分かるんですけど、ぱっとストーリー立ててというか、このときこうで、このときこうで、こうなったらこういう支援があるんだなというのがなかなか伝わりづらいとい

とちょっと行政よりの情報発信の構成になっているのではないかというふうに感じましたので、ぜひもし改定するようなタイミングがあったりとか、ホームページのほうも見直しをするときがまいましたら、ぜひ外部の視点であるとか、そういう支援を受ける側の住民の方の目線なども入れていただいて、せつかくある支援が伝わりやすいように工夫していただけたらなというふうに思いました。

また、公共交通機関のバスのほうについてですけれども、これからマスタープランを作成していきたいというお話だったかと思えますけれども、そのもし具体的な予定といたしますか、スケジュールのようなものがあれば、またお示しいただけたらと思えます。また、今回の一般混乗型になるバスについては、やはり今の料金体系をそのままスタートするという認識でいいのかどうか併せて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 白鳥議員さんのほうから女性議員として新しい視点での妊婦さんを捉えた御質問に、まずもって敬意を表したいというふうに思っております。

緊急時に備えてあらかじめ登録をする形での救急ということでございますが、御存じのように、第二次の救急である周東総合病院、三次救急である岩国医療センター、これはこの2つとも産婦人科がある医療機関でございまして、残念ながらこの二次救急、三次救急以外にはその救急の指定の病院はないという今現状でございますので、登録があるとかないとかという状況ではないということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、ファミリーサポートセンターということで、利用しやすい環境を整えていただきたいということでありましたけれども、白鳥議員さんのおっしゃられた他のサービスも利用しやすい環境をとということでございますが、これについては既にもう全てを実施をしておる状況でございますので、いつどういうことがあっても御相談いただければ利用できるというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから3点目の情報発信でございますが、御指摘のとおり、分かりづらい部分が仮にあるのであれば、見直し等の段階にはいろんな意見を取り入れた形で見直しをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 白鳥議員さんからの御質問ですが、まず最初に時期ということでございますが、これは現在策定中であります町の総合計画の中でまた議論をいたしまして、実施に向けた検討をこれから進めていきたいと考えております。

次に、料金のお話しでございますが、確かに料金を抑えることにより利用しやすくなるという

考えはございます。しかしながら今のところ、混乗型スクールバスを利用する方と今公共交通、防長バスを利用しておる方もおられますので、その公平性というか格差というか、それを避けるために今現在はちょっと同じ料金体系でちょっと進めさせていただきたいとは思っておりますが、このことについても今後検討していかなければならないと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

子育て支援のほうにつきましてですけれども、他の一時保育とかそちらのほうが実施されているということは私も存じ上げているんですけれども、その申請手続きであるとかそういったところがもうちょっと気軽に使えるような形で、情報が取りまとめられているとよりよいかというふうに感じております。

また、公共交通のほうにつきましてですけれども、今日も全員協議会の中でお話しがあるんだと思いますが、総合計画、こちらのほうの中でまず議論をして、その中でどういうふうにマスタープランを作っていくかということを議論していかれるということかと認識したんですが、それでよろしかったでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 今策定中でございます総合計画、これは大きな枠でございますので、その中で今度は基本計画とかになっていったときに議論いたしまして、それを基に本来のマスタープラン、細部というんですかね、大枠を議論いたしまして、それで細部についてはそれからまた検討をちょっと今度は小さい部局というか、これも町全体の話になるんで、いち商工観光課とかそういうお話しではございませんので、また、町内でそういう会議なり委員会なりが今後は設置される、そういったことになるかと思うんですが、そういったことでまた進めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。ぜひマスタープランを作られる際には先ほどの御答弁の中でもありましたけれども、持続可能なものにとということと、作る段階で実証実験などいろいろ試してみられるということですので、ぜひいろいろな段階で実際に使われる住民の方々の意見や実際の試行といいますか、やってみてまた改善するというステップも踏んで、具体的に作っていただけたらなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時10分休憩

午後 2 時21分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番、竹田茂伸議員。

○議員（4 番 竹田 茂伸君） 初めて質問させていただきます。少し緊張しておるんですが。議員になって、約 2 か月ぐらい経ちました。その中で、近所の方、私の家の近くの方とか、あるいはまた電話で私のところへいろんな要望が入ってきております。今、10 件ぐらいあるんですかね。その中で 1 番多いのは病院関係の要望が多いということで、今日は病院の関係の質問をメインにさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それから、先ほど町長の答弁の中に 1 万 5,000 人の安心と安全のためにという言葉が使われて、私もさすが、すばらしいなと思いました。ぜひとも私の質問にそういった観点で答えていただけたら嬉しいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。2 つありますけど、まず、公立病院経営の在り方についてということで、先ほどから病院の関係、再々出ておりますけれども、ちょっと私のほうから質問させていただきます。

日本は 2025 年問題を目前にして、今後長寿大国から老人大国になることが明らかに予想されております。そういった中、周防大島町は平成 16 年の合併から病院事業特別会計は人口減少、医師不足の診療体制の縮小や地方交付税の削減等により連年大きな赤字が続いております。平成 21 年 3 月の周防大島町公営企業局改革プランにおいて、3 病院は町民にとって必要不可欠な病院であり、さらなる経費節減などの抜本的な改革に努め、特殊な診療科については基幹病院に常勤医師を配置、例として、整形外科は東和病院、眼科は橘病院、皮膚科は大島病院など、3 病院での総合病院を目指し、継続する旨を示しています。

このプランが発出後、関係各位で相当の議論を重ねていることは私も認識しております。経営形態を公立病院として維持するのであれば、命と健康を守る医療現場は合理化、効率化といった企業性だけの観点ではなく、公共性を考えた医療難民を作らない公立病院としてのユニバーサルサービスの使命を果たさなければならないと考えています。

特に、東西に長い周防大島町において、現在でも 3 病院体制を維持することにより、地域格差のない医療サービスを提供することが地域ニーズではないでしょうか。国全体で社会保障費が増える中、病院事業特別会計単独の観点からだけでなく、町全体の財政の観点で弾力的に医療財政を考えていただきたいと考えております。今までに経験したことがないコロナにより、財政状況の先行きが不透明な中、周防大島町の今後の財政の健全化を進めていく上で、公立病院として

の在り方を再度協議すべきと考えております。町として周防大島町の未来を描く令和3年度からの第二次総合計画の基本構想を練る中、今後の改善計画、打開策等の見解を問います。

細かい質問といたしまして、6項目入れております。

まず1点目が公立病院の使命としてどのように考えているのか。

2番、地域医療についての考えはどのように考えているのか。また、構想はどのように考えているのか。

3番、周防大島町総合計画後期の地域医療に関する基本方針の内容について職員や関係者への共通認識は図られているのか。

4番として、患者がなぜ民間医療機関へ流れているのか。

5番として、短期間に職員の方がなぜどんどん辞めていっているのか。

6番として、これは要望ですけど、先ほどからも橘医院の問題がいろいろ出ておりますけど、ぜひともこれは私の要望というより地域の声が多いへん多いんですが、ぜひとも眼科の配置を再度検討していただきたいという6つの項目について、答えていただけたらと思います。

2番目としまして、地方公共団体行政事務の民間活力の導入についてということでございます。

厳しい財政状況が続く中、住民サービスを低下させずに、いかに行政のスリム化を図るかという課題の中で、令和2年7月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針の2020、今年の閣議決定された2020の中で、農協、郵便局の活用についての記述がございます。平成29年3月の周防大島町公共施設等総合管理計画の中に統合や廃止の推進方針として今後の行政サービスに必要な水準、機能を合理的に捉えた検討を行うという項目もまたございます。健全財政の一環としてこの経営的視点に立ち、民間活力を活用する方法として、郵便局の地方公共団体事務受託業務というのがございます。ぜひともこちらの導入を検討してはいかがでしょうかということで見解を聞きたいと思っております。先ほども椋野の出張所の問題が出ております。ちょうどその答えになるのではないかと思います。どうかこの質問に対して答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員さんの地方公共団体行政事務の民間活力の導入についての御質問に、お答えをいたします。

行政事務の郵便局への委託については、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的として、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律が制定され、公的証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等の交付など）の交付事務を委託できるものとなっております。

全国的には、郵便局に委託している市町村は少しずつ増えてきており、県内でも一部地域にお

いて委託を行っている市があることも承知しております。

竹田議員さんの御指摘のとおり、本町における財政状況や少子高齢化の進展等、多くの課題を抱える本町において、郵便局への行政事務の一部を委託することは行財政改革を進める上で、大変重要な施策と考えており、行政改革等特別委員会からも、郵便局等民間に委託できる業務についても検討し、住民サービスの向上を目指すようにと御提言をいただいております。

また、毎年、周防大島町と町内郵便局長とで開催するまちづくり協議会の中でも、このことは議題として御説明、御提案をいただいております。

今年度は、9月の開催となりましたので、私は出席できませんでしたが、このような取組は大変意義があるものと思いますので引き続きこのような会議が開催できればと考えております。

最後に、地方公共団体行政事務の民間活力の導入の考えがある場合、その時期はいつごろであるかとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり行財政改革を進めるためには、郵便局への行政事務委託をはじめ、民間の力を導入するなどの施策が重要であると考えており、行財政改革における施設の統廃合などと並行しながら検討し、開始時期については総合的に判断したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 竹田議員さんの公立病院経営の在り方についての御質問にお答えいたします。

まず、公立病院の使命としてどのように考えているのか、地域医療についての考え方構想は、との御質問ですが、公立病院の使命は、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することが使命であると考えております。

また、公立病院は、都市部やへき地など、様々な地域にあります。地域において必要な医療提供体制の確保を図り、採算等から民間では担うことが困難な医療を提供することであると考えております。

一方、公立病院は地方公営企業法にありますように、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならないとあり、経営の効率化を図り、持続可能な経営を目指す必要があります。

町民の皆様に永続的に医療が提供できるよう、令和元年12月に周防大島町病院事業局再編計画を策定し、それに基づき運営しております。

地域医療につきましても、公立病院の使命にありますように、地域に必要な医療を提供することだけでなく、地域の健全な発展に貢献することが必要であると考えています。

そのためには医師等の医療従事者を含めた職員が地域の実情等をよく知り、患者さんのニーズに応えるよう、努力していくことが重要であると思います。

地域医療を確保するためには、医師をはじめ医療従事者を確保していくことが重要ですが、困難な状況となっており、限られた医療資源の中、効率的な運営をし、地域に医療を残していかなければならないと考えています。

次に、周防大島町総合計画（後期）の地域医療に関する基本方針の内容について職員や関係者への共通認識は図られているのかとの御質問ですが、基本方針は行政・医療機関・地域が連携して、人々が抱えている様々な健康上の不安や悩みに適切に対応し、地域で安心して暮らすことができるよう見守り、支える医療活動を展開します、となっております。

月に1回開催しています病院長等会議で報告し、職員全員が閲覧できるようにイントラネットに掲載して、全職員に周知徹底するようにしています。

町民の皆様の生命と健康を守るため、町の健康増進課と共に、医師会と町立医療機関との連携を密にし、新型コロナウイルス感染症に関する診療等の対応等を行っております。

次に、なぜ、患者が民間医療機関へ流れるのか。原因を把握しているかとの御質問ですが、アンケート等を実施しておりませんので、分析はできておりませんが、地域住民の皆様のニーズに合った医療が提供できていないのではないかと考えております。

公立病院の役割として、耳鼻科や泌尿器科など特殊診療科につきまして町民の皆様に町外へ行かなくても受診できるようにしておりますが、医師の確保が困難な状況にあります産科、小児科などは民間を含めた他の医療機関での対応となっております。

町立病院は、365日24時間患者さんの対応をしておりますが、慢性期の診療が中心で、急性期の診療の全てを担うことは困難であることも要因ではないかと考えております。

次に、なぜ、短期間に多くの職員が辞めていくのか、原因は把握しているか、との御質問ですが、昨年度の退職者数は35人、うち定年退職者9名、自己都合退職者26名でした。自己都合退職者26名の内訳でございますが、看護師さんが11名、医療技術員4名、医師3名、調理師2名、看護補助者2名、介護福祉士2名、事務1名、助手1名となっております。看護師の退職が多い状況です。転職や転居、結婚等により退職しております。

また、病院事業局において修学資金貸与の制度があり、月額4万円の場合は貸付けした期間約3年、月額6万円の場合は貸付した期間の1.5倍の期間約4年半、病院事業局の施設で業務に従事した場合は免除することとなっており、その期間が終了し、地元に戻られる方がいることも要因ではないかと考えております。

最後に、橘医院の眼科がなくなり橘地区の眼科患者が薬の受け取り等で困っている。橘医院に眼科の医師の配置を要望する、についてですが、地域住民の皆様には、眼科診療につきまして大変御不便をお掛けしております。

眼科につきましては、昨年度までは、大島病院に常勤医が1名、東和・橘病院は非常勤の医師

1名により、診療しておりました。

非常勤医師が退職したため、山口大学に眼科医師の派遣を要望いたしましたが全ての要望には対応できないとのことでしたので、3医療機関において眼科診療を継続することが困難な状況となり、橘医院において眼科診療ができなくなりました。そのため、橘医院と東和病院間で患者送迎を増便しているところです。

現在、東和病院において月曜日・金曜日の週2回の外来、大島病院においては毎週月曜日から水曜日及び隔週で木曜日の外来を行い、また、大島病院においては眼科の手術も実施しております。

眼科の医療機器を東和病院に移しましたので、橘医院での眼科の診療は困難となっておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。町長、また石原先生の丁寧な御答弁ありがとうございます。

特に、公立病院の使命とか地域医療の関係、まさしく私もそういう形で進めていってほしいなと思います。ただ、人がいないから、もうこうするんだと。例えば橘医院の休床の問題も含めて、夜勤をする方がいないからこうするんだということになれば、当然困るのは地域の方が困るわけですよ。例えばそれとか、赤字だからダウンサイジングするんだというような、これは機械的にやっていくしかないんだろうと思いますが、ただそれは民意ではないと私は考えております。そこら辺りのところをしっかりと町民目線で今ある中でどれだけのことができるのか。また、なければこの間もちょっと全員協議会でもお話ししたと思うんですが、探す。例えば夜勤の問題でも誰か探しておるんだろうと思いますが、いないですよ。あれから何日か経ちましたけど、探しておるんだろうと思います。それとか、もしなければ潜在看護師というんですかね。資格を持っておるけど、ずっと休んでおるとか、そういったところにも声をかけるとか。2名いないということであれば、管理者対応でそんなのできないのかなとか。私ら今郵便局民間になりましたので、民間の考え方からすると、できないところをやっていくというような発想がやっぱりお客様が喜ぶ、地域の方が喜ぶ、先ほどほかの議員の方も言われておったと思いますけど、こうだからできないんだというのではなくて、こうだからどうやったら住民の方が喜ぶ、一生懸命やっておると、病院の方も。一生懸命やっておるんだろうと思います。石原先生を中心にしながら、財政難に対していろんな御苦勞をされておるのも私も重々分かっておりますし、無理難題を言っておるわけではないと私は思っておるんですが、やはりそこに1つ企業性、先ほど公営企業法という言葉、先ほど、私もあれ読みましたけど、公共性とともにということで当然その分がありますし、

企業の効率的経営、経済性の発揮というところも先ほど言われたとおりでございます。ということから考えますと、今ある現状の中で何ができるかということ、しっかり動けば、私は、町民は理解してくれるんだろうと思います。先ほど言いましたように、議員になってまだ2か月ですけど、もう10件ぐらい病院のことで電話かかってきます。電話とか、地域の方が来て、声を届けてください竹田さん、せつかく通ったんならと。一応聞いたことはということで、まとめてきたのがこれなんですよね。ということで、公営企業局の方、大変頑張っておるし、町長も一生懸命今、やられているのもよく私も分かっておるんですが、何とかそこら辺りを赤字だからダウンサイジングはしょうがないとかいうようなことではなくて、もっともっと工夫をしていただけたらなという思いがございます。

その中で例えば先ほど地域医療の中で、今、診療科の偏在の問題とかがありますけど、例えば石原先生が言われた総合医ですよね。総合診療医師がやはり要るんだろうと思います。今から何年くらい前ですかね、20年くらい、30年くらい前ですかね、昔の先生というのはそんな感じだったと思います。ですから、一次医療だけでいいんだろうと思います、この周防大島町内は。二次、三次は当然周東柳井、岩国医療センターへ行けばいいんだろうと思います。総合診療ができる第一次診療ができる医者を育てていくということが当然大事なんだろうと思いますし、そういった動きはされとっておるんだろうと思いますし。特に、アメリカのほうでは総合診療医の育成ということでメインでやっておるということを知りましたけど。そういったことで、ぜひとも周防大島町においては総合診療医を増やせる形で進めていただけたらということも考えております。

ちょっと要望だけになってしまって申しわけないんですが。それと併せて、1つこれについてお尋ねしますけど、ちょっと戻りますけど、夜勤ができないからこうなんだという話のときに、医療現場というのはある程度ゆとりが要るんだろうと思います。一般の会社であればきちぎちぎちでだめなら採算性を求めますので、これはだめよと切ることもしょっちゅうあります。ただ、1人、2人いなくなったからといって、全く病院の機能が変わっていくというのはちょっと私は公立病院の在り方としていかなものかなと考えております。そこら辺りいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） どうも竹田議員さんありがとうございます。

医療ニーズについてなんですが、第一期の再編計画を行うときに、前からおられる議員さんよく御存じと思うのですが、結局東和病院に去年の12月は入院患者さん100人のときが一時的にありまして、その当時も橋が30人で、あの地区には130人ぐらいの入院患者さんがいた。ですから、どうしても医療ニーズ必要だということで、東和99床、橋は有床診療所、無床はと

ということで、この計画スタートしたんですが、現状ではコロナで東和病院が50人ちょっと。橘は今日現在で8人と。60人くらいまで減っている。その原因はどうしてかというのを、いろいろ亡くなられた方、よそへ行かれた方、長期の人は出ていただいたというような感じで、予想外に入院患者さんがちょっと減っていると。だから、私たちも橘を無床にするというのはすぐは考えていませんでした。そして、その当時ちょうど看護師さんが2名から1名に変わりましたので、10名弱ほど橘医院からよその東和病院、大島病院、またはさざなみ苑、やすらぎ苑に変わってもらうことができましたよそを保つことができました。今回もそれで急に2人ほど12月でいなくなっていて、どうしても先ほど部長が説明しましたように7名か8名がいないと、それこそコンプライアンスはできませんので、どうしてもそれだけはいると。それで、ほかの病院から東和、大島からまわせばいいじゃないかという、これもいっぱいいっぱい。特に、東和病院においては御存じのように、コロナの受入れ先になっていますので、最低でも8人がワンチームで対応しなくては行けない。そこにいますのでそちらからまわすわけにはいかない。大島もまわすわけにはいかない。それに、今、やすらぎ苑が介護医療院にするために看護師が増える。これも夜勤に1人必ず看護師がいるようになりますので、増えるので、そこで2名か3名の看護師が要る。トータルで来年の3月までに7名の看護師がいるということになりますと、そこを補充していくことは、この今の経済状況の中ではほとんど無理と判断しまして、急遽橘医院を休床。そうすると、逆に7名の看護師さんが東和病院、大島病院、またはやすらぎ苑にまわることができるという判断で苦渋の選択をしたわけです。

総合医の件につきましては、議員さんのおっしゃるとおりでそれ目指して自治医大の卒業生、昨年まではどうか今年の3月までは1人ほど県が送ってきてくれていたんですが、県のほうも今、自治医の卒業生が少ない、9年間の人でまわせる人が12人しかいなくて無理だということで、やむなく1人減りました。ということはゼロになりました。ただし、大島病院と東和病院に、金曜日大島病院に当直、東和病院に火曜日の当直だけはお願いして今、総合医療センターから平日に来てもらっています。来年度も医師が減るのでということで県にはかなり依頼したんですが、現状では難しいということで、自治医の総合医は難しい。それで、山大の医学部にも緊急医師対策といって地域枠で毎年10人近くが入っているんですが、この人たちはまだちょうど総合医として使えるときまでいたっていないので、現状では若い医師が非常に難しいと。全国的にもいろいろ手をこまねいているわけでなしに、探しているんですが、なかなか見つからないという状況です。以上でいいですかね。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。事情はよく分かりました。ただ、その点については、一応分かりましたが、先ほどの質問の中に職員が辞めていく関係ですよね。35人

ということで、私はこの前の議会の資料を見て、その数に気付いたんですけど。最近も働き方改革とよく言われる中で、職員の方が元気に仕事をしておるのかどうかというようなところは、どのように感じ取っているのでしょうか。そういった問題はないのでしょうかね。もしよかったらお答えをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員さんの御質問にお答えいたします。

確かに令和元年度35名退職しておりまして、職員に一応理由等をお聞きしているところではあるんですけど、ちょっと調査しますと35人のうち9名は定年退職者でございます。結婚が2名、転居が3名、転職が11名、体調不良が1名、その他9名ということがあるんですが、一応理由をいろいろとお尋ねするんですが、直接、本当の理由をおっしゃらないこともあるので、正確にはつかめないところではあるんですけど。そうは言いましても、やっぱり職員が働きやすい環境というのは重要なことでございますので、そこには一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。大元さんが言われたとおり、1つよろしくお願いいたします。

病院の関係はこれで最後にしますけれども、いろいろ一生懸命取り組んでおるのも先ほど言いましたように分かります。そういった中でやはり最終的には高齢者が増えていくこの周防大島町において交通弱者、先ほど公共交通の話も出ましたけど、私らはまだ車を運転できますけど、そういった交通弱者、お年寄り目線でやっぱり医療のそういった取組を進めていってほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど町長からの地方公共団体の関係でございます。先ほども申し上げましたように、財政立て直しの中で、特に今回菅総理が一丁目一番地で地方創生の取組をやるんだということで言われておる中で、特にこの関係は町にとっても財政立て直しに必ずなってくると思います。町民の利便性も考えんといけませんけど、無理矢理やるというわけにはいきませんが、しっかり町民の声を聞いてもらって、町民に迷惑をかけない中での取組ということでぜひとも進めていただけたらいいのかなと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議席番号10番、吉村忍でございます。まずは、発言の機会を

与えていただきましたこと、御礼申し上げます。

令和2年の一般質問のアンカーを務めさせていただきます。あと少しの辛抱でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

質問に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。去る10月25日町議会議員選挙におきまして、激戦の中、再選を果たさせていただきました何とか生還してまいりました。執行部の皆様、2期目は柔らかい質問の仕方に心がけていこうと考えております。4年間どうぞよろしくお願いをいたします。

そして、藤本町長。3代目周防大島町長の御就任、誠におめでとうございます。2016年当選組の同期といたしまして嬉しく、誇りに感じております。町長と議会議員、立場は違えど同士であります。同じく同期の新田健介議員を助さん、顔の四角い議員私を格さん、そして藤本町長を徳川光圀公とし、水戸黄門の役割設定とは逆にはなりますが、助さんがブレーキ役、私がアクセル役として藤本町長のまちづくりのビジョンである、たのしい島、すみたい島、いきたい島、これの実現に向け、コロナ対策、財政環境の改善、人口減少、少子高齢化、医療、福祉、公共交通、空き家問題、イノシシ等の害獣問題に勇気と真心で一緒に新しい生活の場を作り、前例にとられない創意工夫で周防大島町の可能性を伸ばす、そのまちづくりに力を合わせ取り組んでまいりましょう。

さて、今年も残すところあと10日となりました。本来ならば昨日、第74回大島一周駅伝が開催される予定ではありましたが、新型コロナウイルス感染症が再び感染拡大している状況を踏まえ、中止となりました。そのほか、11月に開催予定であった屋代湖駅伝、来年2月に開催予定の第37回サザンセト大島ロードレース大会や第39回久賀駅伝大会を含む様々な歴史と伝統のあるスポーツイベントの中止が既に発表されており、出場に向け、日々練習に励んでいた子供たちやスポーツ愛好家、冬の風物詩として楽しみにされていた地域住民の皆様から落胆する声が上がっております。私も毎年出場を楽しみにしており、とても残念であります。さらに議会広報編集特別委員会の委員長として、表紙の写真選定にとっても苦慮するところでもあります。来年度は仮に新型コロナウイルス感染症が収束していない状況下にありますとも、新しいスタイルでの開催を期待するところでもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問を行います。最初にイノシシ対策についてお尋ねをいたします。本町では平成14年に初めて8頭の捕獲があり、以来累計で1万5,000頭以上が捕獲されており、周防大島町鳥獣被害防止計画を策定し、捕獲事業費や防護柵設置に対する補助など、昨年度は3,300万円を投じて対策を講じているが、年々進化するイノシシにより柵を破壊し、田畑へ進入し、農作物による食害、掘り起こしによる水路、石垣、法面等の破壊、幹線道路上を堂々と闊歩したり、頻繁に集落内に出没するなど多くの町民がその存在に怯えおののき、人間の

ほうが柵の中に入り、不合理な生活を強いられています。

現在の捕獲と防御と棲み分けの対策に加え、新たな対策を講じなければ町民の生命と財産を守れない段階にきていると考えますが、今後のイノシシ対策の方針について町長の御所見をお伺いいたします。

次に、地域公共交通についてお尋ねいたします。自らの交通手段を持たない買い物弱者や今後の役場出張所の廃止に伴い来庁が困難となる方、町立病院への通院で乗り換え便がなく、帰宅が困難となっている方、通学が不便な高校生、高齢者、身体障害者等のいわゆる交通弱者のため、地域公共交通の整備は喫緊の課題であると考えます。

一般質問通告後の12月17日にこの後開催されます全員協議会の協議議題であります周防大島町総合計画についての資料がサイドボックスにアップロードされました。この資料の周防大島町総合計画基本構想素案には島内のバス路線事業者に対し、引き続き路線維持を求めるとともに患者輸送バスなどの一元化を含むコミュニティバスシステムの導入や5G、第5世代移動通信システムなどの活用を踏まえた自動運転車両などの可能性を検討しますと記載されておりました。

さらに、周防大島町総合計画前期基本計画素案には町内各コミュニティバス、町営バス、温泉バス、通学バス、患者輸送バス、民間事業者運行の病院バスの運行調整による総合的な交通システムの検討、さらに観光なども考慮したフリー乗降制バスの検討。さらに、交通弱者対策として新交通システム（デマンド交通）などの検討と記載されています。大変すばらしい案であります。私の求める答弁そのものでございます。さらに、買い物弱者や交通弱者の方々が望むそのものであります。この地域公共交通の整備について町長の御所見をお伺いいたします。

最後に不法投棄対策についてお尋ねをいたします。

不法投棄は個人の場合、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。法人の場合、3億円以下の罰金刑に処せられる犯罪です。周防大島町では平成29年3月に策定された周防大島町一般廃棄物処理基本計画に不法投棄に関する基本方針が示されております。次の2点です。

1点目は住民、事業者、行政による情報ネットワークの構築として、環境美化への取組として空き缶やたばこのポイ捨てなどのないまちづくりに向けた啓発活動を実施すると同時に、不法投棄などの取り締まりの強化を行っていくものとします。また、こうしたまちづくりを実現していくために、住民・事業者・行政の三者による情報ネットワークの構築を行っていくものとします。

2点目は、不法投棄対策等の強化。山口県が設置している不法処理防止連絡協議会の活用や自治会、警察等の関連機関と連携し、パトロールなどを継続して実施していくものとします、と記載されております。さらに、6月を不法投棄対策防止強化月間として、不法投棄の未然防止や拡大防止、不法投棄追放意識を高めるために監視パトロールの活動の強化等をし、積極的に不法投

棄対策に取り組んでいるものと認識しております。しかしながら、道路沿いや漁港等での不法投棄は後を絶たないのが現状であります。東和地区の県道沿いには冷蔵庫やテレビ、洗濯機などの家電製品、魚釣りの餌や釣り道具、弁当や総菜の容器、使用済みのおむつ、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の不法投棄があり、不法投棄の上にさらに不法投棄が行われ、地域住民により美しく整備されている美観を損なうだけでなく、環境汚染を招きかねない状況であります。

愛媛県松山市のように不法投棄常習箇所監視カメラを設置し、監視体制の強化を求める声も町民から挙がっており、これまで以上の防止対策を講じる必要があると考えますが、不法投棄対策について執行部の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 2番目の吉村議員さんの地域公共交通についての御質問にお答えいたします。

本町において、豊かで暮らしやすく生活をするためには、高齢者でも、障害のある方も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、通院や買い物などに伴う移動が欠かせません。

しかし、高齢者の独り暮らしは増加し、送迎を頼める人が身近に少ないことや、バス停までの距離が遠いことなどから、外出することに困難を感じる住民に対して、使い易く安全な移動手段を整備することは、大変重要な課題の1つと考えています。

しかしながら、人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。

公共交通の縮小やサービス水準の低下が、更に利用者を減少させるなど、いわゆる負のスパイラルに陥っているのが現状で、このままでは、公共交通が成り立たなくなる可能性もあります。

町といたしましては、地域公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、福祉、教育、環境等、まちづくりの一環として、公共交通の形成を進める必要があると考えています。

このことから、町内の公共交通の現状・問題点、課題の整理を行い、町が中心となり、交通事業者、地域住民と連携した、地域交通のマスタープランを策定し、公共交通網をその計画に沿って整えていかなければならないと考えております。

なお、このマスタープランは、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限に活用した上で、自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院、宿泊施設等の町内の多様な輸送資源についても最大限活用する取り組みを盛り込み、持続可能な旅客運送サービスの提供を確保することが盛り込まれたものにしなければならないと考えております。

また、このマスタープランを策定するためには、地域住民や、交通事業者、道路管理者、警察、学識経験者等による、協議会を設置し、住民へのアンケート調査、現状調査等を行い、素案を策定しパブリックコメントを経て、策定となることから、現在策定中であります町総合計画の中で

議論し、実施に向けた検討を進めていきたと考えております。

お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 吉村議員さんのイノシシ対策についての御質問にお答えいたします。

本町では、農作物の被害を防除することを主たる目的として、現在まで捕獲と防御を主な対策として実施してまいりました。

しかしながら、捕獲数は年々増え続け、令和2年度においては、平成14年以降で最大の捕獲数となる見込みです。

また、防護柵設置への補助金も年々増加しており、令和元年度までの集計では、総延長450キロメートルを超える防護柵が設置されております。

これら、捕獲と防御の施策は、今後も継続して実施していくと共に、もう1つのイノシシ対策の柱である生息地の管理を本格的に実施していく必要があると考えております。

これは、県・町・地域が一丸となって、集落ごとに環境・実態調査を行い、その地域に即した対策の策定、集落内の合意形成をし、その地区の防護柵の管理や、耕作放棄地への対応、講習などを通じてイノシシの生態を正しく理解した上で対処し、地域ぐるみで防除に取り組んでいくものでございます。

現在、この地域ぐるみでの取組を推進する鳥獣害と戦う強い集落づくり事業の実施に向けて、県と協議をはじめているところでございます。

また、今後のイノシシ対策をより効果的に実施するためにも、生息数や生態の把握は必要であり、その方法等についても、検討していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 吉村議員さんの不法投棄対策についての御質問にお答えいたします。

町としてはこれまで、不法投棄禁止の看板の提供、パトロール、広報紙への掲載など対策を行っておりますが、この問題は個人の規範意識に頼らざるを得ないところがあり、以前から苦慮しているのが現状であります。基本的には、管理者、警察、保健所、自治会と連携をとりながら取り締まりに努めております。

なお、今後の取組といたしましては、これまでの啓発型のものに加え、効果的な対策という観点からも町民及び事業者の皆様様に周知していこうと考えております。その内容としては、不法投棄対策には、管理地の様子を定期的を確認し、いつもきれいにしておくことが有効とされており、もし、不法投棄があった場合にも、早期に発見し、素早く撤去するということが重要であると言

われております。また、監視カメラの設置も防止対策として効果があるとされておりますので、これらの対策を盛り込んだ内容をホームページ及び広報への掲載することを考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 御答弁ありがとうございました。

まず、イノシシ対策について再質問をいたします。答弁はすばらしい答弁でございました。来年度以降、施策に、生息地の管理を本格的に実施ということで、地域ぐるみで対策を行うということで期待をしております。これまでの対策についてちょっと検証させていただきたいんですけども、防護柵の設置が増加するにつれて、イノシシが集落内や幹線道路上に出没する頻度が増加しているように感じております。いちごっこといいますか、イノシシだからイノシシごっこというのかよく分かりませんが、特に久賀地区では頻繁に出没すると新田議員のほうからもよく聞いております。

先週も私、火曜日か、久賀のコンビニの近くの国道上で堂々と闊歩しているのを見かけました。久賀のコンビニ近くっていったら山からかなり離れたところであります。そういったところにも頻繁に出没しているということでございまして。周防大島町鳥獣被害防止計画というのがありまして、この中に住宅地にイノシシが出没した際、捕獲隊、警察と連携して追い払いを実施するというものがありまして。この実際に、こういった御相談や追い払いを実施した実例があるのか。さらに、出没した際にどこに追い払いを依頼したらいいのかというのを教えていただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） ただいまの吉村議員さんの御質問についてですが、確かに町なかに出没するのが、原因はいろんなことが予想といたしますか、推察はされております。先ほど部長が申しましたとおり、町内約450キロ以上の防護柵が畑の中に設置されているという集計になっております。山のほうで畑に入れなくなったイノシシが食べ物を求めて町なかに出てきているという考え方もできますし、イノシシを獲られる方、猟友会の方等に聞くと、今年は山のどنگりであるとか、タケノコであるとかが不作で食料を求めて町なかに出てくるというんじゃないかという御意見もあります。先ほども答弁の中にありましたけど、もう生態がはっきりと把握といえますか、解明できていない部分がありまして、そのどれも推察である域を超えていないということになっております。

それから、実際に町なかに出没したときの対応でございまして、最近1か月ほど前だったと思いますが、土曜日に久賀の町なかに出たと。土曜日でしたので、平日であれば農林課や総合支所等に電話があつて、担当職員は真っ先に赴くと思うんですが、その際は見つけれられた方が警察のほうに電話をされて、警察官がまず取り囲みに行きました。その後警察のほうからう

ちのほうに電話があり、担当職員が向かいまして、その日は取り逃がしたんですが、次の日に箱罾で捕獲をしたという状況です。ですから、まず緊急的に急いで対策をとる必要がありますので、土曜、日曜日であっても総合支所、あるいは支所には宿日直がおりますので、直ちに御連絡をいただき、あるいは今回のような警察にお電話をいただいて、早急な対応を取る体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。

一昨年でしたかね、大島一周駅伝の閉会式のときに、駐車場を2頭が走り回っていたという事例もありますので、しっかりとした追い払いの対応をお願いしたいとともに、気を付けて作業をしていただきたいと思います。あまり追い込むと逆に襲ってくるというケースもありますので、ぜひとも気を付けてやっていただきたいと思います。

昨年12月の一般質問でもイノシシのことをお伺いさせていただきました。私の鳥獣被害防止施設整備補助金について、人命を守る観点からも耕作地以外についても補助対象にすべきではないかという質問をさせていただきましたが、そのときも近隣市町においても補助対象としている自治体はなく、本町としても今後も耕作地を守ることを主眼においた対策を講じたいと考えているとの御答弁でございました。耕作地以外でもかなり要望があるかと思うんですけれども、令和2年度以降もまだこの方針は変わらないということによろしいんでしょうかね。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの御質問ですが、住宅地ということでございますが、今現在、その住宅地に限り個別で補助等を出す計画は今ちょっと、今のところは持っておりません。

ただ、うちとしましては、先ほどもちょっと申し上げました一応2つございまして、鳥獣害と闘う強い集落づくり、単県事業で行っております。これは一応集落全部というんでなくて、自治会単位で自治会全部というんじゃないんで、ある程度の集落を囲い込む事業としてありますので、それはもちろん宅地も畑も含めたものを整備というか防御と捕獲をするという事業になっております。これは箱罾とかの補助とか防護柵の補助、これは県の2分の1の補助で事業主体は町でやっております。これもなかなかすぐ明日からやるからこれでやってくれというふうにはいきませないので、ちょっと協議とか事前の計画は必要となります。それともう1つございますのは、御存じのように各総合支所で行っておりますこれも集落単位ということでまとめたもので宅地、家、地域を囲むということで防護柵の補助制度がございまして。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 結局は檻の中で人間が生活をということになってしまう。大変残念ですけども。しっかりとした対応をお願いをいたします。同じく昨年12月の一般質問で、道路上で車両とイノシシへの衝突事故の責任の一端は道路への侵入防止対策を行った町にも責任があり、修繕費用を町が負担すべきでないかとの質問に対しまして、最高裁の判例を基に、道路管理者の瑕疵は問われないということで、町としてはイノシシ注意の標識などを立てるとしてドライバーに注意を促していきたいとの御答弁でございました。あれから1年が経過したんですが、私が気がついていないだけかもしれませんが、イノシシ注意の看板はまだ見かけたことがございません。先週も衝突事故ですか、久賀地区で2件目撃しましたが、その標識などの対応について現在どのようになっているのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） 先日も同じようなお問い合わせをいただきました。標識については正しい道路標識、いわゆる警告標識になりますと、道路管理者、例えば国道、県道であれば県という難しい問題が出てきますので、立て看板といいますか、ポータブルで移動できるような簡易的な立て看板をその時々で置けたらいいなということを今考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 私、夜うろうろするので、よく久賀の弁天から大崎白石のまわりなんかよく見かけますので、それに反射するような看板等も考えていただいて設置をしていただきたいと思います。

イノシシの質問ばかりで大変恐縮であります。私自身も体を張ってイノシシ対策に取り組んでいるつもりでございます。私のことをしし村と呼ぶやつもおるんですが、捕獲隊員として1番悲しいと感じていることは、捕獲した9割以上が廃棄処分ということが現状でございます。言葉は悪いんですけど、捕獲して止め刺しして埋めるだけが現状でございます。そのイノシシ、有害鳥獣といえ、命のある生き物でございます。せめてジビエでの活用というのも思うのですが、2年前イノシシ対策特別委員会の研修視察で、それはあまり現実ではないということを学んできました。そして、ほかにもこの前テレビで見たんですけども、肥料としての活用方法があるというのも拝見しました。捕獲したイノシシの活用について町として今後何かこうしていきたいとか、こうすべきじゃないかというふうなお考えがあれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） 今、吉村議員さんの御質問についてですが、イノシシの有効利用とか再活用とか、ということについて、先ほど、今後取り組んでいきたいと思っている事

業の中にも、ジビエ肉の流通、それから販売というものもメニューにあります。ただ、それが現実的になるかとか非常に難しい問題でして、今の状況は町内の精肉業者さんがジビエの肉の取り扱いに動き出しているというところで、県もそれをサポートするような体制をとっております。実際に周南市の飲食店のほうに販売網を取り付けられそうな雰囲気もありまして、そういう点では進んでおりますが大々的な肉の利用とかいうのはまだまだこれから検討していかなきやいけないというふうに思っております。その他の利用についてもちょっと今後勉強をして検討をしていきたいというふうには思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。その活用について、実は岡崎議員が肥料には精通しておりますので、そちらのほうに御相談いただいてしっかりと。命ある生き物でございますので、しっかりと活用していただきたいと思います。

そして、イノシシについては最後。これは情報としてお伝えいたします。実は先日外入で12月7日、まだまだ青い伊予柑が食べられるという被害がございました。これまで伊予柑は手をつけない、足をつけない、食べないということでございましたけれども、ついに伊予柑にまで被害が及びました。ということで、現在伊予柑の畑には柵があまり施されていないというのが現状でございますので、農林課のほうから農家の皆さんへできればお伝えしていただいて、早急な対応をお願いしたいと思います。イノシシについては以上でございます。

地域公共交通について再質問をしようかと思ったんですが、先ほど白鳥議員のところでもほとんどありましたので、また後の全員協議会で質問する機会がございましたら質問させていただいて。

1点だけ、町長にお伺いしたいんですが。これも先ほど白鳥議員が触れられたんですけども。町長自身も議員時代の平成30年第1回定例会において地域公共交通について一般質問をされまして、その中で町内バスの利用促進についての質問をされております。そして、実際今、町長自身窮屈に感じられている公用車での登庁なんですけど、これも利用促進のため、せっかく自宅近辺を乗合タクシーが通っていますので、町長自身これを使って登庁してみるというのはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より御提言をいただきまして、この公共交通については私も議員のときに一般質問で質問させていただきました。この公共交通はやはり交通弱者、高齢者の方、障害をお持ちの方、また、子供たち、交通弱者の皆さんのためにやはり最低限これは町のほうでしっかりと作らないといけないものであると思っております。そして、そのバスをもっと活用してください、みんなもっと乗ればバスがより活きるのではないかというような一般質問をさせていただいた覚えがあります。私も公共交通を利用できるちょうど住まいにおります

ので、それは今後、折々に活用していきたいと思います。私が使っている奥畑線のバスもやはり利用をもっと増やしていかないといけないと思いますので、私が率先して活用していきたいと思っています。

ただ、公務があるときもありますので、そのようなときを見計らいながら活用してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 町長、ありがとうございました。しっかりと活用していただきたいと思います。

最後に不法投棄について質問をさせていただきます。先ほど本文でも申し上げたんですが、周防大島町一般廃棄物処理基本計画の中で不法投棄対策の強化の項目について山口県が設置している不法処理防止連絡協議会の活用や自治会、警察等の関係機関と連携し、パトロールなどを継続していくものとしませうというものがございました。

実は私、平成29年、平成30年とある地区の自治会長を拝命しておりまして、その平成29年度にその地区内で不法投棄の被害がありまして、職員さんに実際に現場に来ていただいて相談をしたんですけど、不法投棄された人の土地の所有者が処分してくださいと、看板を立てるわけでもなくそのような対応でございました。とても残念に感じたのを覚えているんですけども、その後ここにある自治会と連携して、このパトロールがあるとかいうのも特になかったように記憶しております。ほかの自治会ではそういうことが行われていたのかもしれませんが、このパトロールについて実際にどのように行われているのか。実例があればお教えてください。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 今回の吉村議員さんの御質問の回答です。不法投棄の対策として、今現在山口県、これは保健所ですけども、以前から県のほうで委託業者による夜間パトロールを月2回程度実施しておりまして、住民や事業者などから寄せられた情報や廃家電不法投棄、これは廃家電は特定廃家電でテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、そういった類の不法投棄、これの状況の月例報告書を町が保健所へ提出するようになっております。それを提出することで、保健所のほうがパトロールのルートを決める際の参考にしていただいております。

それから、県が各保健所へ設置している基本計画にあります不法投棄等連絡協議会というものがございまして、これは住民、あるいは業界団体、警察、海上保安署、それから行政で構成されているものですが、そこで情報交換や防止対策等の協議を行っております。また、実際不法投棄で特に悪質なケースに関しましては、町のほうから警察に御協力を仰いでおり、その際は地元自治会からも情報提供していただいております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。町の広報の5月号の最後のページにみかんちゃんからのお知らせというのがございまして、6月は不法投棄防止強化月間として、不法投棄の未然防止や拡大防止、不法投棄追放意識を高めるために監視パトロール活動の強化等をしているんだよというふうなことがございました。6月の不法投棄防止対策強化月間の活動について、先ほどと一緒のような御活動なのか、それとも町が独自に生活衛生課の方で行っているのかというのを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 吉村議員さんの御質問ですけど、6月の不法投棄防止対策強化月間ですけれども、今、お話にありましたように、広報5月号において強化月間の御案内と啓発、さらに不法投棄ホットラインなどの通報先を掲載しております。また、これまで不法投棄が多く発見された場所や住民などから通報があった場合は、あった場所を中心に柳井保健所との合同パトロールを行っているほか、廃棄物処理業者や排出事業者への指導も実施しております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 今後引き続き、強化のほうをよろしく願いいたします。

最初の御答弁では言葉は柔らかかったんですけど、自分の土地は自分で守ってくださいよというふうな内容だったと思います。愛媛県松山市、先ほど申しましたけど、不法投棄常習箇所には市のほうで監視カメラを設置して監視体制を強化して、実際に監視カメラの映像を基に犯人を摘発した例があるというふうに聞いております。本町でも不法投棄常習箇所というのが実際に存在しているんですけど、その地域住民からも監視カメラ設置の声が生活衛生課のほうに相談があったと思うんですけど、私も実際そうすべきじゃないかなとは思うんですけども、今後そのような、お考えはお持ちでないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 吉村議員さんの御質問について回答いたしますが、数年前にこれは今の担当課長のほうから聞いたところですけども、棕野の消防署から中の旧県道ですけども、そこが不法投棄の常習地帯でございました。監視カメラにつきましては、ちょっと周防大島町はございませんので、今現在、保健所のほうが、台数は少ないんですけど、貸出が可能となっております、当時それを常設したことによって不法投棄はそこは今少なくなっているという事例がございます。これは台数が少ないので、また町を通しての貸出ということになりますので、すぐに貸し出しが可能かというところとちょっとなかなか厳しいところがあるかと思いますが、常習犯が常習的にそこがひどいんだということがありましたら、住民の方から役場、生活衛生課のほうに申し出ていただければできる限り対応してまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。帰ってそのように伝えておきますので、対応のほうどうぞよろしく願いいたします。

それでは、そろそろ最後にしてまとめといたします。冒頭にも申しましたが、藤本町長のまちづくりのビジョンでございます。たのしい島、すみたい島、いきたい島の実現に向けた勇気とまごころで一緒に新しい生活の場を作り、前例にとらわれない創意工夫で周防大島町の可能性を伸ばすまちづくりに私も全力で後押しをいたしまして、格さん役である私が町民の声をもとに様々な提案をさせていただきますので、力を合わせて取り組んでまいりましょう。

今年の1年間、皆さん大変お世話になりました。次回予告は新年度予算の内容についてであります。また、内容次第ではありますが、イノシシ対策について何うかもしれません。それと、防犯対策については少し質問をしたいと考えておりますので、今から準備のほうよろしく願いいたします。

執行部の皆様、議員各位、そして町民の皆様、来年もどうぞよろしく願いいたします。よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村忍議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は12月23日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。ありがとうございました。

午後3時40分散会
